

1. 令和2年第1回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和2年3月9日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	熊田一泰	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	和田美江子	農林水産部長	五味川康浩
商工観光部長	遠藤正史	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	郡上偕楽園長	松井良春
教育次長	佃良之	会計管理者	臼田義孝
消防長	桑原正明	郡上市民病院 事務局長	古田年久

国保白鳥病院
事務局 長

川 尻 成 丈

代表監査委員

大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長

大 坪 一 久

議会事務局
議会総務課
主 任

岩 田 亨 一

議会事務局
議会総務課
課 長 補 佐

竹 下 光

◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員各位には、出務大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、3番 原喜与美君、4番 野田勝彦君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（兼山悌孝君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんでは決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えくださいますようお願いいたします。

◇ 森 藤 文 男 君

○議長（兼山悌孝君） それでは、2番 森藤文男君の質問を許可いたします。

2番 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

いよいよ、私も議員として1期4年の務めが区切りとなりました。これで16回目の一般質問となります。この16回につきましては、全て同じネクタイで臨んでおります。今回も同じネクタイで臨んでおります。区切りということでよろしくをお願いいたします。

大きく今回は2点にわたって質問させていただきます。1点目が、学校規模適正化計画案について、あとは消防団の出務改善の実施状況と課題についての2点であります。よろしくお願いをいたします。

それでは、最初に学校規模適正化計画案についての質問をさせていただきます。

文部科学省の学校基本調査によりますと、1981年度、昭和56年度には約1,182万人の小学校の児童数でしたが、25年後、2006年度、平成18年度には約707万人と40%減っております。しかし

学校数、学校数は2万4,574から2万2,253と9%ほどの減少にとどまっております。同様に中学校では、ピーク時の1986年度、昭和61年度と2006年度、平成18年度を比べると、生徒数は約589万人から約332万人へと44%減ったのに対して、学校数は1万483校から1万118校へとわずか3%に減ったにすぎないというふうな状況であります。

同様にこの郡上市、この結果ですけれども、学校として適正とされる規模を下回る学校が小学校で49.4%、中学校では55.7%と半数前後を占めるに至つるとというふうな状況であります。この郡上市においても、令和元年度からの10年間で児童生徒数は3,118人から約670人減、22%減ですが、2,448人という推移というふうなことであります。

令和2年度の郡上市施政方針で、市長のほうからお話ございましたが、「教育・文化・人づくり、香り高い地域文化と心豊かな人を育くむまち」、本市の教育は第3期郡上市教育振興基本計画、令和元年度から6年度であります。また、「掲げる姿、たくましくともに生きる郡上人の育成、生きがいと希望にみちあふれた社会の実現に向け、学校・家庭・地域・関係機関が連携を深めながら各種施策を推進していく」とあります。

重要課題である小中学校の規模適正化・適正配置については、郡上市学校規模適正化計画案の策定があり、先ほども説明させていただきましたが、少子化による児童生徒の数の減少や小規模化の進行、新しい時代に求める資質能力を育てる教育の充実等についての説明が今実施されておるというふうな状況であります。地域協議会における意見として、早期に学校再編の主張があるというふうに考える地域としては、八幡町、大和町、明宝があり、現在大和地域から説明がされております。

将来的には、学校再編の必要があると考える地域は、高鷲町、白鳥町、美並町、こういった地域にとってもとても重要であり、地域協議会や自治会長会、PTA、保護者会などに教育委員会より丁寧に合意形成を図るということで説明をいただき進められておりますが、現在どのような進捗状況であるか、また今後のスケジュールについて伺いをしたいんですが、合意形成が図られているというふうなまだ状況ではないというふうにして認識をしておりますので、確定ということではありませんので、具体的なことは御答弁できないかと思いますが、できる範囲で結構でございますので御答弁を願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 森藤文男君の質問に答弁を求めます。

教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） それでは、学校規模適正化計画案の進捗状況等につきまして御説明させていただきます。

この郡上市学校規模適正化計画案につきましては、郡上市学校対策検討委員会の答申をもとに本年度教育委員会において、郡上市の学校を取り巻く現状と学校規模適正化の必要性、適正化によって期待できる教育的な効果あるいは学校名を上げた適正化のための具体的なプランを内容とする原

案を作成しまして、市長部局との協議を経て成案とした上、議会に対し9月に開催された文教民生常任委員会協議会並びに全員協議会で説明をさせていただいた以降、これまで地域協議会ですとか自治会長会、PTAなどの会議の場で説明を行ってまいりました。

この計画案では、森藤議員さんからもありましたように、大和地域において4つの小学校をいち早く統合することを目指しているため、同地域においては繰り返し出向きまして、繰り返し説明会を行っております。地域協議会、また自治会長会にあつてはこれまでに2回。

なお、先週3月6日の金曜日ですが、今年度最後の自治会長会場の場を利用させていただきまして、次期自治会長さんにこれまでの説明内容を引き継いでいただきたいという旨と、できる限り早期に統合に向けた準備委員会を設けるなど、次の段階に進めていくことについての考え方なども御説明させていただきました。

それから、また各小学校のPTAの執行部、幼児教育センターやまびこ園の保護者会役員、ブロック校長会、民生委員児童委員協議会でも説明をしてまいりました。

さらに本年1月15日から28日の間で4つの小学校区ごとに保護者の皆様、地域の方々を対象とした説明会、また2月5日にはやまびこ園の保護者の皆様を対象とした説明会を開催いたしました。

大和地域の各説明会には、田中議員、森藤議員も御出席していただき大変ありがとうございました。なお、他の地域の地域協議会でも説明をさせていただいておりますが、それぞれ議員の御出席をいただくこともありまして、まことにありがとうございました。

大和の地域協議会からは、学校体制検討委員会が平成30年度に実施した意見聴取結果と同様に、早期の統合の必要性が示されました。また、自治会長会や地域の方々からは、早期の統合あるいは統合はやむを得ないのではないかと意見が占める一方で、統合校舎として活用する予定の大和北小学校の校舎や体育館の改築を行うことが、北小学校の用地の中だけで可能なのか。あるいは統合によって利用しなくなる学校施設の活用について早期に検討する必要があるなどの御意見をいただきました。

それから、大和の各小学校区ごとの説明会では、保護者からできる限り早期の統合を希望する意見が多く出された一方で、統合までの間の複式学級への対応策、学校規模が大きくなることによる集団へのなじみやいじめなどに対する不安の声、学校行事の際の駐車場の確保の必要性などの意見が出されました。

やまびこ園では、教育委員会からの説明も、保護者の皆様が小学校区ごとに分かれてグループで議論をされ、統合を見据えた教育的な対応策でありますとか学年途中での統合による学用品等への配慮、具体的な統合スケジュールの提示など、踏み込んだ意見や質問が出されました。

統合を見据えた教育的な対応策としては、1つ目として、1人の学級担任が同時に2学年の異なる内容を指導するという状態を解消するために、非常勤講師、教務主任、教頭などが授業を担当す

る。

2つ目として、統合に対する不安については、テレビ会議システムの活用による児童館の交流や情報交換、校外学習、各種行事による交流活動や合同実習をふやしていくなど、統合までに十分配慮していくことなどについて説明をいたしました。

また、大和地域の小中学校長、教育委員会学校教育課職員によるプロジェクトチームを組織し、統合を見据えた教育プランや必要な施設設備、ICT環境の整備など、現時点からさまざまな面からの研究に取り組んでいることも紹介をいたしました。このようにどの説明会においても、可能な限り丁寧に説明をまいりました。

それから、大和地域の皆様には、この計画をさらに広く知っていただくために、説明会で使用した資料の抜粋版を作成しまして、この3月の自治会配布文書として全戸にお届けをさせていただきました。

また、学校の保護者の皆様ややまびこ園の保護者の皆様には、説明会に使用した資料を全員の方に配布いたしました。今後も質問や御意見には丁寧に対応していきたいと考えております。

大和地域においては、今後さらに地域協議会、自治会長会、PTAの会議等に出向いて説明の機会を重ね、統合について御理解いただけたかを確認し、冒頭で申しましたように来年度のできる限り早い時期に統合に向けた具体的な内容を検討する準備委員会を立ち上げたいと考えております。

準備委員会では、施設改修に関する部会や各教科の指導計画等を検討する部会、校章ですとか校歌あるいは学用品の指定に関する部会、PTA組織を検討する部会などに分かれて準備を進めたいということを思っております。

なお、明宝地域におきましても、適正化に向けた早期の着手を計画しております。統合の時期は明宝トンネルの開通状況を考慮する必要がありますけれども、地域協議会や自治会、校長会からは、できる限り早く保護者の皆様や地域の方々の意見聴取をしてほしいとの希望がありますので、明宝小学校校区、小川小学校校区において大和地域と同様に校区ごとに保護者の皆様や地域の方々を対象に説明会を開催する予定としております。

その他の地域におきましても、自治会長会や保護者の皆様、地域の方々へ順次説明し、学校規模適正化の必要について御理解をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) はい、ありがとうございます。教育次長のほうから御答弁いただきました。

たくましくともに生きる郡上人を育む望ましい教育環境づくりということで、この資料に基づいて説明がされている状況でありますし。

また、大和地域の皆様へということで、これを抜粋したものを先日も入っておりますので、こ

れはこういったことで市民の皆様には合意形成を図るということでは非常に重要なことで、ありがたいと思っております。

学校は、単に児童生徒の教育の場だけではなくて地域のコミュニティーの拠点でもあり、災害時には避難所になるなど実際には多様な機能を持っているというふうなことでありますので、保護者の方や地域の方に本当に慎重に丁寧に合意形成を図られるよう進めていただきたいというふうに思います。

踏まえまして、次の質問でございますが、この学校再編、学校の小学校の統合ということがメインになるかと思いますが、これによって新しいモデル的な学校をぜひ目指していただきたい、そういうふうな思いがあります。

そういった中で、小中一貫教育の推進として小中一貫校、施設分離型や小中連携教育の取り組みを私はもう本当に積極的かつ、また革新的に進めて、さらに教育内容を充実をさせていただき、さらに魅力のある学校教育を展開していただきたいというふうにして思っております。

学校教育法の改正で2016年、平成28年度から小中9年間の学びを一貫して行う義務教育学校や小中一貫型小中学校の開設が可能になりました。義務教育学校に移行しないまでも教員の乗り入れや高学年で教科担任制を導入するなど、小中連携に取り組む学校は全国的にふえ、国も手引をつくって後押しをしているというふうな状況であります。

小中一環教育の背景には、個々の児童、生徒の発達に応じた教育を行っていくためには、小学校と中学校の間の連続性、系統性等の一貫性を持たせた教育を行うことへの重要性や意義が見出されたというふうなことが、この小中一貫教育を推進したり、小中一貫校を開設したりする市区町村が全国各地でふえたという状況であります。

よく新聞で気になったところだけは切り抜きをとっておくんですが、ここには岐阜市初の小中一貫校ということで紹介がされておりました。来年度2校区施設分離型で開設するというふうなことが新聞で載っておりました。

まさにちょうどいいタイミングかなと思ひまして、ちょっと紹介させていただきますが、これは既存の小学校と中学校を校舎が離れたまま一貫校に移行させるということであります。

施設分離型の一貫校は、これは県内では初でございます。小学校、中学校とも存続はしますが、校長と副校長は小中で1人になる。教職員も多くが小中の担当を兼務し、校舎を行き来して授業をする。教員の兼務により1人の専門教員が複数クラスで教科担任制や小学校の中高学年で拡充ができる。小学生と中学生、教職員の交流がふえ、中学入学時に新しい環境になじめなくなる中1ギャップの解消につながるというふうなことであります。

この中1ギャップに関しましては、学校における不登校の出現数とか学校におけるいじめの認知件数も、これは十分解消できるというふうな仕組みづくりであるというふうに思います。

岐阜市の教育委員会にちょっと連絡をしまして、基本的な考え方をちょっと学びたいということでお話し申し上げました。すると心よく御返事いただきましたので、議会事務局を通しまして岐阜市の教育委員会のほうにちょっと足を運んでまいりました。そのときに、これは公にしておりますのでということで岐阜市の小中一貫教育ということで資料もいただきました。これは教育長のほうにもお渡しして、また検討くださいというふうなことで、参考にしてくださいということでお渡しもしました。この施政方針の郡上市の教育・文化・人づくりの中で、心の教育推進事業では、不登校やいじめの未然防止と早期発見、早期対応を目指した事業を推進するというふうにしてあります。これはある意味、点での事業かなというふうな気もしますが、この点という事業から線での一貫した教育、小中一貫教育での小中一貫校としての取り組みは、私は非常に新しい時代に求められる資質、能力を育てる教育の充実の点に関しても非常に注目すべきことであると思います。

現在大和地域が、学校再編4校を1校にというふうなことで検討をされているというふうな状況であります。ちょっとこれを簡単な地図ではあります、これは大和のちょうど地域の地図であります。ここが大和中学校になります。ここが今、北小学校、この北小学校を拠点にということでもあります。

センターからセンターであります、地図上で直線距離を結びますと982メートルぐらいであります。ちょうどこの国道がここにはあるので、非常に交通の便としてはいいのかなというふうに思います。

こういったことで施設分離型というふうなことが、まさにこれは該当するのではないかなというふうに思いますし、これは八幡の相生地域であります、ここに相生小学校があります。もうすぐ近くなんですが、ここに八幡西中学校、この場合は直線距離にしますと550メートルぐらいというふうな非常に近い距離でございます。まさに今言われている小中一貫校の中の教育の中の施設分類で十分そういう仕組みが果たせるのではないかなというふうな、そういう気がいたします。

こういった先ほど申しました施設分離型のほかには、また施設一体型とか施設隣接型とか、あと義務教育学校というふうなものがあります。義務教育学校に関しましては、今白川村の白川郷学園、羽島市の桑原学園2校ございますが、学びをやはり9年間で連続してというふうなことでありますし、小中一貫教育、小中一貫校に関しましては9年間というふうなこともあります、これは6・3ではなくて、また4・3・2というふうなくくりとか、あとは5・4、あるいは4・5といったようなことが独自自治法にあわせて決められて教育をされるというふうなことであります。

私ぜひこういった取り組みを進められてほしいというのと、あとはやっぱり学校と地域の連携、これも非常に大事だと思います。昨年の3月議会だと思いますが、田中議員のほうからもコミュニティースクール、学校運営協議会制度というものも、これも非常に大事なことでありというふうに思っております。ぜひとも小中一貫教育として、この小中一貫校、施設分離型で、（ ）や小中

連携に向けた取り組みをぜひ行っていただきたい、考えていただきたいというふうに思いますので、所見について教育長のほうから御答弁いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） 小中一貫校、議員の言われる施設分離型も含め小中連携の取り組みについて回答させていただきます。

学校規模適正化計画を進めるに当たって、郡上市でも義務教育学校や小中一貫校の導入についても、その効果や課題について考えてまいりました。

義務教育学校は、6・3制にとらわれない柔軟なカリキュラムが、兼務をかけなくても該当の教員免許さえあれば、どの学年でも指導できるなどのよさがございしますが、9カ年の幅が広く一斉の行事の困難さや進学、転校などの対応で、結局6・3制に戻ってしまう事例も多いということを聞いております。

また、小規模小中を統合して義務教育学校にしても、1学年の少人数は変わらず郡上市では導入を考えませんでした。

小中一貫校は兼務をかければ中学校の教員が小学校の指導をしたり、その逆もあり小学校で教科担任制が実施できたりあるいは中学校で免許外担任制をなくしていくというメリットがあります。これは併設型中高一貫教育では、移動が簡単で大変導入しやすいと考えます。

現在郡上市で計画を進めております大和地域の小学校統合で考えてみますと、小中一貫校を考えた場合、施設分離型になり移動に困難は伴いますが、議員が言われるように大和中学校との距離はさほど遠くなく、教科数を限定すればできないことはないと考えております。

小中連携につきましては、現在も郡上市で進めていますが、ぜひ今後も充実させていきたいこととございます。大和地域を考えた場合、小中を通して中学校の出口の姿や目指す姿を共有し、指導連携を図っていくことは、特色ある学校づくりにおいても、また中1ギャップの解消やいじめや不登校を減らしていくことについても効果が期待できると考えています。

この取り組みは、大和地域だけでなく、他の地域でもかなり取り入れることができると考えています。このことはあえて名前を小中一貫校として、校長を1人にしなくても、郡上市型小中連携校として成果を上げることは可能であり、学校規模適正化計画を進めるに当たって、（仮称）大和小と大和中の連携のあり方を研究し、先生方が相互に指導に乗り入れて教科担任制ができたりあるいは免許外指導がなくなるような、そういうような取り組みを検証し、他の地域に生かしていきたいと考えています。

郡上市の教育にとっても価値がある御提言であるとも考えております。今後学校再編の取り組みを進める中で、小中一貫校、小中連携等についても十分検討してまいりたいと考えています。

最後に、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティースクールの導入についてでございますが、

郡上市では、令和2年度中に郡上市におけるコミュニティースクールのあり方については具体化していきたいと考えています。

平成29年度より3年間、相生小学校と八幡西中学校が、家庭・地域が一体となった小中連携のあり方について研究もして発表もされましたし、そういう成果や課題も参考にしていきたいと考えています。

具体的には、小学校と中学校にそれぞれ学校運営協議会を置くのか、あるいは各地域に置くのか、あるいはまたその地域の実態に即してどちらもありとするのか、そういうことについてこれから検討課題は多いと考えています。

今回の大和地域小学校の学校規模適正化を進めていく中で、小中連携のあり方やコミュニティースクール、学校運営協議会制度の効果的な運用についても検討課題としていくことは重要であると考え、これからも進めていきたいと考えております。

(2番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） はい、どうもありがとうございました。今ほどの答弁で、相生小学校と八幡西中学校の取り組み、これはまさに段階としては小中連携だと思います、小中連携教育。非常にちょっと興味深いなと思って、今ちょっとお聞きしたんですが。こういった事例があるのであれば、またこれは横展開していただきながら、検討していただければというふうに思います。

従来は小学校があって、中学校があって、交流はおそらく僕はあったと思いますが、本当に連携という意味では、まだまだ歴史的にそれほどないような気はしますので、ますます新しい時代に合ったということで目指していただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

それでは、次の質問にまいりたいと思います。消防団の出務改善の実施状況と課題についてであります。

2017年の3月議会、平成29年の3月議会で質問させていただきました。消防団の主な出務としては、月2回の定期点検と巡回、春季訓練、夏季訓練、秋季訓練、操法の訓練、あと火災時出動、災害時出動、行方不明者の搜索、年末特別警戒、新年の出初め式等、仕事や家庭を持ちながら消防の出務というのは人口減少、高齢化また仕事の多様化などの時代背景において非常にちょっと負担になってきているということを踏まえて質問をするというふうな経緯でありました。

2017年、平成29年のときには、今後団員の意見を集約し、消防団最高会議で協議していくというふうな御答弁をいただきました。それからいろいろ検討は重ねられたと思われますが、2019年、2年後ですが、平成31年3月議会での一般質問で私、2019年、令和元年12月末より時間を短縮ということで実施する見通しですというふうなことで、協議の結果の経緯や市民の皆さんに対する周知

方法ということで質問をさせていただきました。

答弁としては、2017年、平成29年12月5日に消防団長と副団長兼方面隊長において、年末特別警戒の出務時間に対する各方面隊長の考えを確認し、協議を行った。次に2018年、平成30年9月上旬に2回目の意向調査を各方面隊の団員を対象に実施をしたとあります。その結果、消防団員は、日ごろから市民の安心・安全のため職務を遂行しているので、各方面隊の意向、団員の生活環境の変化等を考え、年末特別警戒の日数は従来どおり3日ではありますが、時間は午後8時から午前0時までと短縮をするということになり、各自治会長に団の方針を説明して理解を求め、了承を得た後、2019年、令和元年12月末から実施する予定となりました。

初の実施に当たり、どのような実施状況であったか、また課題はあったのか、団員の意見はどうであったかについて、消防長にお聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 消防長 桑原正明君。

○消防長（桑原正明君） それでは、今議員が申されましたとおり、まず出務時間の短縮の経緯について簡単にお話をさせていただきます。

平成30年10月に方面隊長以上の消防団最高幹部会議において協議を行い、年末特別警戒の出務時間を短縮することとしました。実施時期については、自治会長に団の方針を説明し理解を求め、了解を得て、市民に周知する期間が必要であることから、令和元年の年末からの実施ということになりました。

この周知ですけれども、周知の方法としましては、平成31年4月から10月末にかけて、各地域の自治会長会及び地区会において時間短縮の経緯、変更時間について方面隊幹部、消防担当から説明を行いました。

消防団事務局では、広報郡上11月号の配布にあわせて、年末特別警戒のチラシを作成し回覧を行いました。広報郡上12月号では、年末特別警戒のお知らせを掲載し全戸に周知しました。

また、12月中旬からは、ケーブルテレビの文字放送、データ放送等を実施しました。

御質問の出務改善の実施状況ですが、従来の出務時間は午後8時から翌朝午前5時までの9時間でしたが、今回から午後8時から午前0時までの4時間として5時間短縮となりました。

実施状況としましては、各分団で午前0時までの巡視計画、この巡視というのは消防車で担当の地区内を巡回するというものですが、この計画を立てて実施しましたが出務時間が短縮されたことに伴って、従来の午前5時までと比較すると全体的にはこの巡視回数は減少する結果となりました。

巡視の内容は、午後10時までは火災予防などを呼びかけながら巡視をして、それ以降は巡回のみ、夜おそくなったということもありますので、巡回のみ実施をするというような方法をとったということです。

また、新たな取り組みとして、年末特別警戒のほかに12月22日から27日の6日間において、各部が1日ずつ割り振りをし、午後8時から部の管内の巡視を実施した方面隊もありました。

それと、初日に行う市長、副市長等による特別巡視、これは各方面隊の警戒に出務している団員を激励する巡視ですけれども、これや各地域で行う市議会議員、振興事務所長、方面隊長などによる激励巡視は従来どおり実施をしたということです。

出務した団員からは、仕事のシフトを変更する必要がなかった。翌日仕事の団員は、体の負担が少なく大変よかった。スキー場及びレンタル関係、除雪関係に勤める団員にとっては負担軽減となり大変助かった。家族からは家族の負担が減り大変好評であったという意見がありました。

消防団組織としては、団員の身体的負担の軽減、職場出勤への負担の軽減や家族との時間の確保ができたこと。団員の活動に対する理解が得られたことにつながりました。

今後の課題としましては、今回のシステム時間の短縮に伴う状況、それに伴い新たに取り組んだ活動について、さらに検討を行うとともに、今後も団員の負担軽減策を協議し、令和2年度に反映していきたいと思います。

また、市民の皆様方は、この年末特別警戒に対する御意見は特にありませんでしたが、今後自治会長会等で地域の御意見をお聞きし、年末特別警戒を含め、地域に寄り添った消防団活動となるように取り組んでいきたいと考えております。

(2番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) ありがとうございます。初の実施ということで、しっかりと計画をされて実施をしました。計画もして実施することも非常に大事なんですが、その後のCのチェックの部分、PDCAのサイクルを回すというふうなことがよく言われております。えてして計画をして実行までで、また次に移ってしまうということがありがちではありますが、今の御答弁ですと本当にしっかりとPDCAが回されているというふうなことであります。ぜひともそういった事業に関しては、PDCAの管理のサイクルをしっかりと回されて進めていただきたいと思います。迅速にスピード感をもって対応していただきましたことに関しては感謝申し上げます。

また、このPDCAに関してですが、特に注目されるのはこのCの部分でありますので、今はPDCAを回すというふうなこともあります、そのCから回す、CAPDなのでキャップ・ドゥというふうなことも非常にこれは大事なかなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、私のこの4年間の最後の一般質問となりましたが、日置市長さん、青木副市長さん、また執行部の皆様には本当にこの4年間丁寧に御答弁いただきました。私も勉強させていただくことができましたので、本当に感謝申し上げます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、森藤文男君の質問を終了いたします。

◇ 山 田 忠 平 君

○議長（兼山悌孝君） 続きまして、10番 山田忠平君の質問を許可いたします。

10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） ありがとうございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は令和2年度の郡上市施政方針についてであります。特にこの中から教育・文化・人づくりについて質問を行います。

まず最初に、市長のほうであります。市長、平成20年就任以来、「自立・共生・創拓の教育、ふるさとに誇りと愛情を持つ心豊かでたくましく生きる力」、そういったことで特にやっぱり郡上学について進めてこられました。歴史、自然と文化を大切にしながら地域を担う人材教育、郡上人としての育成、生きがいと希望に満ちた社会の実現に取り組むということであります。そのことについて本当に今、郡上の子どもたちも含めた環境については、まさにそのとおりで評価をするところであります。

また反面、日本全国で現在起こっておところの課題の人口の減少、それから少子高齢社会、地方の衰退、そのようなことに郡上もまさしく同じの立場にいつているところではありますが。

過日、ある高齢者の御夫婦の話を聞きました。その家庭は何代も続いた旧家であります。もう90近くになりますが、旦那さんは週に2回のデイサービス、3人の子どもに恵まれて今まで生活をされたわけですが、実を言いますと家督を継いでくれる子どもがいない状況であります。都会に出て家庭を持ち、今後郡上には帰ってこないということであります。そして私たち老後は、今さらやっぱり都会に出て生活していくことにはなかなかかならず、またこのふるさとにずっと続いた家に住むということが気持ちから離れないと、そのような状況の中で今さら都会生活もできないということでもあります。

人生の終末を迎え、これまで家族のきずな、また生きがい、苦労も惜しまず、せっかく子どもたちが3人いるなら、せめて1人ぐらい家督を継いでくれるだろうと思ったことが現実こういった状況になって、現在となっては人生の寂しさ、悲しさ、こういったことを痛感する毎日ですということでありました。あの世からお迎えが来ても、毎日心残りと不安と、そして先祖に申しわけないという気持ちで生活をしているということでありました。どちらかが欠ければ、独居老人として暮らすことになってしまいますが、そのことを聞くと私は最後まで、この家で暮らす覚悟で、一抹の寂しさの毎日を思っているということで、切ない親心を聞いたところでもあります。

また、ある一方で、ある家庭では3世代の7人家族であります。この方も90前後であります。こ

とし、ひ孫の顔が見れるということで楽しみにしているところであると言われました。現在は本当に何の不自由もなく、心配もなく、この旧家当主も3代先まで安心できる気持ちで、これまでの苦労も毎日多くの家族に囲まれながら、今が毎日が本当に天国であるという話でありました。子どもたちもしっかりと老後の面倒を見てくれるし、本当にありがたく感謝の日々で生活をしている。いつ終末のお迎えが来ても、思い残すことなく安心した最後の人生を送れるということでありました。

この両家の終末のことを思い、過日郡上で、わしは家にいたいんだというフォーラムが今コロナウイルスで中止になりましたけども、ぜひそれが聞きたいなと思ったんですが、そんなことがあった中でありますけども。

そこで生きがいと希望に満ちた社会の実現、この社会という構成について、最小限度のやっぱり基礎となるものは、その単位ですけども、やはり夫婦と家族、家庭であると思います。向こう三軒両隣という言葉もありますが、日本の家族のあり方は、さまざまな利点があることが、今日の社会ではこの辺は崩れかけて、それが最終的には、社会の崩壊につながり、そしてひいては、一因として人口減少につながってくることと感じたところであります。

今起こっている新型コロナでの学校の一斉休校についても、これは世界13か国で約3億人の児童に影響があると言われておりますが、家庭に家族がいないというその中の大きな課題もあります。学童クラブ、放課後児童クラブ、幼稚園、いろんなこと、保育園も含めた、そしてまた、家族にあっては、老人、老後、介護の問題、そのようなことが、今、危惧されるところでありますが、社会と家庭をやっぱりしっかりと考える必要もあるんじゃないかと思います。

また、郡上人の育成ということについてであります。郡上の成り立ちは、ちょうど3年前に白山文化開山1300年が記すところがありましたが、そういったことをもとに、非常に厳しい生活環境、あるいはその中で各地域でみんなでコミュニティーをつくるための政、そのことが今年で1303年になりますが、今後1400年につないでいくには、これまで長く続いた先人たちは何をと思うと、やはり信仰心をもってこのことに魂を打ち込んで取り組んだ、そして今日であるということを考えなければいけないと思います。

歳月の厳しい環境の中で、そういった先人たちが伝承してきたこの郡上であります。郡上人の先祖にやっぱり感謝と尊敬の念を抱くことが、私は郡上人の育成ではないかと考えるところですが、最終的に魂、心の入らないものは、形だけの遺産になって、本当にそういう継続ができるのかということと思うところがあります。ずっと郡上、もっと郡上と市長は言われておりますが、この中の大きなこれが全てとは言いませんけども、大切な心でないかということの特に思います。

そんな中で、市長に今まで進めてこられました施策、その中での郡上人という言葉、あるいは社会という言葉に対する特に市長の思い入れをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 山田忠平君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

冒頭、山田議員のほうから高齢になられてお子様はいらっしゃるけれども、あとをいわば郡上で継いでくれる方がいないという方がおられる一方、片一方では、三世代家族として暮らしておられるという2つのお話がございました。

その話を聞いていて、私自身も身につまされるわけでありますけれども、考えますと、しかし今日のこういう状況というのは、やはり戦後の新しい憲法のもと、親族法といいますか、家族法というものも大きく変わってまいりました。先ほど、まさにおっしゃいましたけれども、戦前は、それぞれの家に戸主というのがあって、そして戸主権というその家の世帯主は、いろんな意味で権利、権限を持っておりまして、また、その中で家督というお話もございましたけれども、家督相続といういわば戸主権を子どものうちの誰かが相続するということもあったわけです。

しかし、これはたしかに家の存続という意味では、一つの制度ではあったかと思いますが、また、片一方、戦後盛んに言われた家制度の弊害というようなことも言われてまいりまして、戦後は、いわゆる子どもの相続にしても全ての子どもが均分相続で、誰かが家督を相続するというような形ではない形に変わってきたという、いわば日本が近代化を求めてきて、今日、そういう家族の制度を選択をしたということの一つのあらわれではあると。それが、今日の姿だというふうに思います。したがって、その中には大きく子どもたちの自由であるとかいろんなことを得た半面、また、片一方では、そうしたいろんな今日寂しく思うというような面もあらわれてきているというようなことではないかというふうに思っております。

これは、大げさにいえば日本が近代化ということを進めてきたことのいわば光と影といいますか、そういうようなことではないかというふうに思いますけれども、しかし、これはやはりその中で私たちが課題をしっかりと見つめながら解決をしていかなければならない問題ではないかというふうに思っております。

ところで、ただいまお話がございました郡上の教育の基本的な理念が、たくましく共に生きる郡上人の育成、それから、生きがいと希望にみちた社会の実現と。こういう言葉を使っているんですが、御質問は、この郡上人という言葉に私自身はどんな思いを込めているのかということと、それから、社会という言葉にどんな思い入れを持っているのかと、こういうことでございます。

お話がございましたように私も郡上というところに生まれ育った人間は、本当に豊かな自然や歴史や文化や、そして人、そうした方々の恩恵をこうむりながら、またそうした皆さんに囲まれながら育つという大変私としては恵まれた育ち方をしているというふうに思います。郡上市の教育の理念が、凌霜の心で拓く明日の郡上市。そして、自立・共生・創拓の教育と言っておりますが、本当に不撓不屈、あるいは感謝の気持ちを忘れない、他の人に対する思いやりを持つといったようなさ

まざまな先人から受けてきたそういう教育というものをしっかり身につけて、そして、育ってきたのが私たち郡上人であろうというふうに思っております。

そういう意味で、私は郡上人という言葉に込める思いでありますけれども、そうした郡上で育った人間として、先人への感謝とかそうしたものを忘れず、そしてまた誇りを忘れず、そして、やはり郡上愛といいますか、郷土愛というものにやはりしっかりと持った根っこのある人間、郡上というところに根っこを持った、あるいは、空を高く舞うたこであれば、そのたこの糸の端がしっかり郡上という地につながれているようなそういう人であるということをイメージをしております。

私、いつも成人式のときに二十の成人に対して、この郡上人ということを申し上げるんですが、その際、ずっと郡上にとどまってくれといいますか、郡上をずっと担ってくれということを申し上げたいんですが、そうは申しておりません。皆さんは、世界のどこへ行っても、あるいは日本のどこへいっても、そして岐阜県や郡上というところのどこへ行っても、しかし自分たちの育った風土や歴史や文化、そういうものに誇りをもち、また、感謝や不撓不屈の心、こういうものを忘れずに活躍してくれと。そして、でき得るならば、将来郡上を担ってくれと。こういう言い方をいたしております。

成人式のときに、毎年新成人にアンケートをとるんですけども、あなたは将来どこで暮らしたいですかというアンケート、半分以上が郡上で暮らしたいと答えて欲しいんですけども、今年の成人式のアンケートでもほぼ27%の人が将来も郡上で暮らしたいけども、ほぼ27%の人は、岐阜県内の郡上市以外のところで暮らしたいと。あとの四十数%の方は、岐阜県外で暮らしたいと、こういうふうに言っています。

今、二十の時点での皆さんの夢や希望ですから、将来どのようなことになるかはわかりませんが、やはり若い人たちの夢や希望というものを、今の時点では、やはり認めてあげなければいけないと。しかし、大きくなってといいますか、何年かたって、やはり郡上愛に燃える幾人かの人が、そういういろんな外での経験を積んで、郡上へ帰ってきてほしいという希望は持っております。

私はそういう意味で、郡上人というのは先ほども申し上げましたように、さまざまなこの地で生まれ育った、この地でいっぱい空気を吸って大切な時間を過ごした若い人たちが、将来もそのことに誇りをもち、そして、郡上愛という一つの郷土愛というものは忘れずに今後もいろんな形で郡上とかかわりを持って生きて欲しいとそんな思いを込めているところでございます。

それから、社会という言葉であります、この社会という言葉は非常に多義的な言葉でして、一言では言えない言葉であります。単純に言えば複数の人の集まりというのが社会だという言い方もあるんですけども、この社会という言葉は、明治の初年に福地源一郎、福智桜痴という人が英語の *Society* という言葉をどう日本語に訳したらいいだろうかとということで、社会というふうに訳したと言われております。福沢諭吉だという説もありますけども。それで、この社会という言葉は、

もともとは、昔からなかった言葉ではなくて、もともとはその文字通り、農村でお社のお宮さんでそういうようなところで、いろんな年中行事をやるために農民が集まった会合とかお祭りとかそういったことを意味する言葉だそうなのですが、それをS o c i e t yという言葉にあてたということです。

私、この社会という言葉を使う時にいつも思い出すのが、学生時代にやはり社会には、2つの構成原理があると。一つは、ゲマインシャフト。もう一つは、ゲゼルシャフトという、これはドイツのテンニースという社会学者の唱えたことですが、一つは、私たちは生まれ育って家族の中で育つ。あるいは、村落社会で、地域社会で育つ。あるいは、いわば損得なしのいろんな友愛関係で結ばれるようなそういう自然的な集団で育っていくと。そういう一つの社会、それが、ゲマインシャフトと言われる社会だと。しかし、もう一方で、社会が進んできますと、いわば経済的な意味の、経済合理性に基づいた、あるいは特定目的に基づいた人為的な機能的な社会、これをゲゼルシャフトと言っているんですけども、そういうような社会の集合ができると。そして、この世の中というのは、近代化が進んだり、資本主義化が進んでいくと、そのゲマインシャフトというような社会のあり方から、ゲゼルシャフトという非常に利益集团的な本当の自然的な集団、組織のあり方から利益組織へ移行をしていくという議論を唱えております。

これが、今日の家族や、地域村落や、いろんな形で全人格的に結びつけられていた社会組織というものが、非常に金の切れ目が縁の切れ目というような、非常に経済合理性に基づいただけの社会がだんだん変調していくというような動き、そういうものが、やはりこれは家庭の問題一つとってもそうですけれども、たしかに経済的な問題もあるけども、親への思いというようなことで例えば一緒に暮らすとか、そういう思いがだんだん薄くなってきているということの一つのあらわれではないかとも思います。

私は、一番このゲマインシャフト的なあり方とゲゼルシャフト的なあり方の違いを端的にあらわすのは、今日のふるさと納税だと思います。災害支援とかいろんなことで返礼品が何にもなくても本当に助けたいという気持ちで寄附をするということから、返礼品があるから、いわばカタログ販売の一種のような形で、自分たちに利得があるから寄附をすると。何らかのそういう見返りがあるので寄附をするというそういう心のあり方というものが、だんだん大きくなってきているのは、そういうことではないかというふうに思います。

それで、私は、そういう中で、やはりこの郡上の社会のあり方というのは、利益一辺倒の世の中にならないで、当初の自然的なゲマインシャフト的な組織のあり方というものをいま一度見直しながら、そうしたものを強く育てて、持続可能な組織、地域社会をつくっていききたいという思いを、私自身は込めているというふうに思います。

それから、お話がありましたように、家庭、家族、これはもう本当に大切だというふうに思いま

す。郡上市としましては、本来は自然的に親は親のあり方を学んだり、そういうことができるんですが、だんだん3世代で暮らすというようなこともなくなると、親もまたいろんな子育てとかいうようなことで戸惑いを感じております。

そういうことで、郡上市では教育委員会でこういう新生児の皆さんに郡上市子育て読本ひなたぼっこ、こういう赤ちゃんのとき、そしてまた幼稚園や保育園ぐらいのとき、小学生のとき、中学生のとき、いろんな親御さんも困ったことに遭遇するわけですが、そういうときにこういうふうにしたらどうですかという、こういう読本を差し上げて一つの参考にさせていただいておりますし、また、家庭教育学級であるとか、乳幼児の学級であるとかそうした形で、やはり家庭家族のあり方にも行政としてでき得る限りの支援をしてきておるつもりでございますし、今後もしてまいりたいというふうに思います。

(10番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 市長のそれぞれの思い入れについて聞かせていただきました。

たしかに、近代化社会の進展ということで、いろんなやっぱり社会の変化があります。時代の変化もあります。そういった中での、やはり大切にしなければいけないこと、見直していくことは、その辺についてはしっかりと心、あるいは人間性を含めて取り組んでいただきたいことを切に願って次の質問に移ります。

2番目には、教育についてであります。教育長にお尋ねをいたします。昨今の教育を取り巻く環境は、急速な大変大きく変化をしているところではありますが、今年の春から実施されますところの新学習指導要領にかかわって、令和2年からは小学校で、令和3年から中学校で実施となる小学校の英語教育、プログラミング教育、教科となる道德教育について、今の時期本当にコロナウイルスで一斉休校というようなことを重なりながら、学校の現場としては大変な時期であります。新学期に向けての教員の異動、あるいは、職員の働き方改革、全てのことが課題山積と思うところではありますが、そういった中での現状の郡上市の体制づくりがきちんとできているのか。

また、コンピューターあるいはICTの環境整備への対応のこと。

さらに、12月には学力到達度調査で、これは一概には言えませんが、日本の学生たちの読解力の低下ということが報じられました。小中学生の読解力がどうなんだろうということも、一部やっぱり危惧されることもありますが、教育長の思いを現状と報告をいただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） お答えさせていただきます。

まず、議員が先に述べられました新学習指導要領の実施に伴う対応についてでございます。

まず1つ目に、小学校の外国語教育につきましては、一昨年度から移行期間として今年の4月か

らの本格実施を見据えて外国語活動の時間数をふやしまして、担任が中心となつて行う授業展開と
いうのを進めております。また、これは昨年度からですが、郡上市の教職員研修で、小学校外国語
パワーアップ研修というのを年に2回実施しまして、英語科以外の教諭の外国語科の指導力の向上
を目指してやっております。それから、ALTの人たちへの研修につきましては、ALTが、実際
の授業を参観しあって自分だけのやり方でなくてALTとして望ましい授業参観の仕方を学び合っ
ております。

こうした研修のほかにも、令和2年度は、英語科の教諭に兼務をかけまして、英語科のいない学
校に配置をしたり、それから、英語科の非常勤講師を、これは県の施策の一つであります、増員
したりして、学校の不安がございますのでそういうのを支援していきたいと考えております。こ
うような施策に伴って、楽しんで外国語活動に参加し、外国語に親しむ、そういうような子ども
たちを育てていきたいと考えています。

2つ目は、プログラミング教育についての御質問でございます。プログラミング教育につきまし
ては、これは今年度、NPO法人に委託しまして、プログラミングそのものに触れて体験するとい
うようなその楽しさや面白さを感じる体験講座というのも、市内の全ての小学校の6年生を対象に
実施をしまいいりました。これについては、来年度も継続していきたいと考えております。また、
これまでに教職員研修を継続的に行いまして、プログラミング教育には不慣れな教員の指導力の向
上も図っております。

それに伴って、郡上市のコンピューターやICT環境の整備についてでございますが、校内LAN
については、1ギガ対応のLAN環境が現在図られています。各校のフロアに1台以上の大型提
示装置、大型テレビというか、それから無線アクセスポイントを配置、これは完了しておりますが、
それから各校の最大学級児童生徒数のタブレットの端末もこれも完了しておりますが、今後、令
和2年度につきましては、各教室に1台大型提示装置、また指導用、先生の端末の配備を実施して、
通常の授業でもICT利活用ができるようにやっていきたいと考えております。将来的には、1人
が1台の端末を持ち、双方向のやりとりをしながら、能動的な学習ができる環境を目指して計画し
ております。それに伴い、機械だけ入れてもやっぱりだめですので、教員のICT指導力向上を目
指した研修というのが大事でございまして、これについても充実させていきたいと思いますが、来
年度からICT利活用推進プロジェクトを立ち上げて、ICT研究推進校というのも指定しまして、
こういうような施策で国が示しております新時代の学びを支える最先端技術の活用や、誰一人取り
残すことのない個別最適化学習、そういうものを目指していきたいと考えております。

それから、道徳についてでございますが、道徳教育につきましては、これは県教委が昨年度末に
八幡小学校で県指定授業として道徳教育のパワーアップ授業の講評会を行いました。これについて
は、県下の教員だけでなく市内のほとんどの学校から参加をしまして、道徳教育のいろんな広

がりを考えることができたと思います。それから、美濃教育事務所は、道徳教育計画訪問というの
も実施しておりますし、先ほどの郡上市の、これは教員が希望して入るものですが、郡上市教科研
究会、これは年3回ありますが、その道徳部会というのが、これは参加者はそんなに多くないん
ですが、それを各学校へ広めていこうと。このほかに郡上市独自で年5回、先生方ができるだけ入れ
かわりで入ってもらうように道徳教育の研修を行っております。そういうふうには、教科化となる、
もう何年も前から郡上市においては、これ全国的にも著名な講師というのも継続して呼んでおりま
して、道徳授業について多様な研修を継続しておりまして、かなりこれについては自信を持って授
業に取り組める教員がふえてきたんじゃないかと考えております。

最後に、議員が言われた読解力のことについてのお答えでございます。これ、皆さん御存じかと
思いますが、PISAの調査というのは、OECDが、これは経済協力開発機構でございますが、
2000年から約3年ごとにこの調査を行われて、今回示されたのが7回目ということで、調査の内容
は科学的応用力、リテラシーとかいうので言いますが、それから数学的応用力、それから読解力の
3つを図っておるんでございますが、この間の新聞を見ましても、日本は割と数学的、科学的はか
なり今上位で動いておりまして、数学的応用力は、前回5位から6位へ、科学的応用力は2位から
5位ということで、トップ5というか、ほとんど狭いトップのほうにおるということで、議員が言
われましたこの読解力についてでございますが、これ私も調べましたが、読解力は、2000年が8位、
2006年には15位になって、これがまた2009年には8位、2012年には4位までいったんですが、2015
年には8位、今回2018年の結果が15位ということで、非常に上がり下がりが多い、そんなに低くは
ないんですが、上がり下がりが多いということで、不安定ということは言えるのではないかなと思
います。

ただ、このPISA型の読解力については、このようなこと言われております。これは、単に文
章を読んで理解するだけでなく、それを解釈し、それから熟考、よく考え、そしてそれが本当にい
いのか悪いのかというのを評価する力を育てないといけないということで、単にテストの点数が上
がるだけではないよということでございます。別の言い方では、真偽を見抜く力というようなこと
も言われております。

郡上市の小中学生の読解力について考えていますと、これについては本当に一面的な見方なん
ですが、全国学力学習状況調査では、小学校の国語は、郡上市の正答率は59%でありまして、県や国
の正答率よりもおよそ三、四%下回っております。中学校の結果は、郡上市の正答率は76%でござ
いまして、これは県よりも1%、国に比べると3.2%上回っております。この結果だけから郡上市
の児童生徒の読解力が高いのか低いのかということを一面的には言えませんが、ただ議員が言われ
るように、郡上市の児童生徒の読解力を向上させていくというのは、これ国の課題でもあります
が、郡上市の課題であるとも考えております。

当然その方法としては、国語科だけではなくて、全ての教科で読解力の指導、これは言語指導ともまた言えると思います。そういう指導に力を入れることは、当然なんでございますが、先ほど言いましたように解釈をしてよく考えてその真偽を見抜くというような力をつけていく場合に、やっぱり教科だけではなくて、例えば図書館教育なんかをいま以上に充実させて、例えばたくさん本を読み、読書に対する機会をふやして、授業だけでなく、やっぱり日常生活の中からそれを解釈して、それがどうなのかな、いいのかな悪いのかな。そういうのを、自分なりの考えを持つというんですか、それに対する。そういう力をつけていくようなことをしたいと思って、次年度もちろん今まで以上に図書館教育なんかにも並行して力を入れていきたいと考えておるところでございます。

それから、市長も答弁された家庭教育についても、ほんの少し、時間もございませんので、あれなんでございますが、議員が言われ……。

(発言する者あり)

○教育長（熊田一泰君）　そうですか、じゃあ。

(10番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君）　山田忠平君。

○10番（山田忠平君）　答弁いただきました。

いずれにしても、英語教育についてもやはり日本語の教育も大切となりますので、しっかりとお願いしたいということと、これから、ICT、AIを含めた情報化時代の進展に伴う人材育成でありますけども、やはりこのことについて本当に無限性のあることでありまして、有効な使い方、そしてまた一瞬にして世界に配信される本当に便利な情報社会でありますけども、反面、やっぱり大きな落とし穴もあります。ゲーム障害的な病气認定もされました。最終的にはやっぱり技術を使いこなすのは人間であって、感性、思いやり、慈しみ、目的のよさ、正しさ、美しさを判断するのは、人間であります。どうか心豊かな感性、情緒を育む教育を強く望んでおきます。

今言われました、道德教育と家族、家庭についてであります。第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の対策の中にあるわけでありまして、結婚から出産、育児、子育て、教育、高齢社会対応、老後の安心安全に暮らせる生きがいと希望にみちた社会づくり、そんなことを含めて、家族家庭の教育でありますけども、やはり子どもたちに結婚をすることとか、あるいは家族を持つこと、出産すること、そしてまた家庭を持つこと、そのことのやっぱりたしかに苦しいこともあるけども、楽しさ、そして人間としてやっぱり、そういうことが大切で幸せな家庭ということを踏まえた教育をぜひとも子どもたちにしてもらいたい。施策の中にも、現実ではやっぱり結婚、あるいは何とかして子どもさんをたくさん産んでいただけないだろうか。そしてまた、健康で健やかに育て育兒。また、今、教育長言われましたように、教育。その後にはいけば、社会。そして最終的に、介護を含めた老後の関係。そのことがやっぱり一念に人間として成長していく過程の、ぜひやっぱり

教育の面でもそれを踏まえてもらいたい。特に、そんなことを思うところであります。

先ほど、ちょうど市長、戦前の憲法のこと言われましたので、私は、明治の道德、教育勅語に学ぶ、これは間違いのないやっぱり大切なことがうたわれているんです。私が申すまでもなく、教育の目的、日本の尊厳を自覚して、自国の歴史伝統を重んじ、並びに先祖を尊敬して、自国を愛し、自国に誇りを持つ立派な国民を育てる。まさに、郡上の今、人づくりあるいは教育に目的に沿ったことでないかと思うんです。

また、守るべき道德の根本でありますけども、父母に対する子、兄弟姉妹における友愛、夫婦における和親、朋友における親愛、親意の道が説かれているわけであります。先ほど言いましたように、教育の目的、郡上の全てのことのつくる中で入っていないのが、先祖を尊敬し、であります。そのこと、入ってありません。しかし、郡上の市民憲章の中にも、自然を敬い、自然に親しみ豊かな山河を守りましょう。やっぱりそのことが、郡上の成り立ちであります。大事なことであります。当初に申し上げましたやはり1300年の信仰的心を持って郡上が成り立ってきたことを、しっかりと後世にもつないでもらいたいということで、あえて申しておるわけであります。そのことについて、ぜひ教育長の答弁をお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 熊田一泰君。

時間がないので簡潔に。

○教育長（熊田一泰君） はい。

まず最初に、ICT統合についてゲーム障害のこと言われてまして、全く同意でございます。ぜひ感性も含めたバランスのとれた教育を進めていきたいと思います。

それから、家庭の大切さ。これについても、私も全く賛同します。今、兄弟、父母、祖父母含めて、やっぱり家庭の大切さということで、郡上市では、先ほど市長の言いましたひなたぼっこのほかにも、全ての小中学校で家庭教育学級というのもあって、保護者、親を対象に家庭のあり方も考えております。

そういうことについても、今、議員が述べられたようなことも大切でございますので、内容ややり方も工夫をしていきたいと思います。

（10番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） ありがとうございます。

そういった中で、今、一般質問しながら、最終的に私は、郡上人として学校教育においても、やっぱり女性は、せめて女性らしく愛らしく思いやりを持った優しい女性に育ってもらいたい。そして、男らしく、男としては、賢くたくましく力強い男として育ってもらいたい。そんなことを切望いたしまして、最後の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、山田忠平君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は、11時ちょうどにします。

（午前10時50分）

○議長（兼山悌孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時00分）

◎発言の訂正

○議長（兼山悌孝君） ここで、先ほどの答弁に教育長から修正を求められておりますので、これを許可いたします。

教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） 失礼します。

先ほどの森藤議員への答えの中で1カ所、「併設型中高一貫教育」と言ってしまいましたが、「併設型小中一貫教育」の間違えでございました。訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

◇ 田代はつ江君

○議長（兼山悌孝君） それでは、続きまして、8番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

8番 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

今回も4点、用意をいたしましたので、どうかよろしくお願いいたします。

最初に、幼児教育・保育の無償化についてということで質問をいたしたいと思います。

まず、確認の意味で、この幼・保の無償化が昨年10月にスタートいたしましたけれども、確認の意味で、この無償化については、意義として、子育て支援の子育ての世帯の負担軽減ということが1点、2番目には、教育の機会の均等と、この2点が意義とされておりますけれども、3歳から5歳児は原則として全世帯が無料化です。また、ゼロ歳から2歳児においては、住民税非課税世帯が対象と、こういうことになっておりますけれども、これにより、幼稚園、認可保育園、それから認定こども園等に通う330万人の利用料が無償になったということになります。財源といたしましては、皆さんも御存じのように、消費税が10%に増税されたことによる増税分の一部が、幼・保の無償化のために充てられていると、こういうことでございます。

このことを受けて、実施後の評価や課題を探るために、聞き取り方法で、幼児教育・保育の無料化に関する実態調査を行った結果と分析をまとめたものを新聞で見ました。利用者編では、約9割が「評価する」と答えたのに対して、事業者編では、「処遇改善を」という声が8割を超えたそうです。

最初にお聞きいたしたいと思います。郡上市におきましては、無償化への評価をどのように捉えてみえるでしょうか。無償化の評価と、利用者負担が変化したかどうかということの2点をあわせてお答えしていただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、無償化への評価ということですが、市では、無償化に対する評価のためのアンケート調査は実施しておりませんが、議員が取り上げられた実態調査によりますと、幼稚園、保育園、認可外保育施設など、施設の形態はさまざまですが、約7割から9割の方が無償化を評価するというふうに答えられています。

市の中では、無償化について、利用者からの声は特に上がってはいませんが、全国的な調査の結果では高く評価されていることから、市においても同じような状況ではないかというふうには考えております。

利用者負担の変化については、3歳児以上の子どもの保育料が、無償化前は、所得に応じて2,400円から2万6,400円でありました。今回の制度改正により、副食材料費の実費分を除きまして無償化されているところでございます。

これまで保育料に含まれていました副食材料費につきましては、家庭で保育される場合でも必要であるという、そういったような理由から無償化の対象外というふうにされておりますが、年収360万円未満相当の世帯については、副食材料費についても免除されており、利用者負担は逆転現象がなく、無償化というふうになっております。

また、3歳未満児については、所得に応じた3,600円から3万3,100円の保育料のうち、年収360万円未満相当の世帯における6,000円以下の保育料の方が無償というふうになっております。3歳児以上の子どもの無償化との整合性が図られているといえます。

なお、保育料の無償化によります影響につきましては、市内全ての幼稚園、保育園を合わせまして、対象児は1,053人であります。

無償化前の保育料の月額額は1,291万3,000円でありました。そのうちから、3歳未満児を引いた3歳以上では、790人余の人数がございします。幼・保合わせまして、保育料の月額合計は879万2,000円の無償化が図られております。

年額としましては、1億551万4,000円の保護者負担が軽減されているという状況であります。

また、年収360万円未満相当の世帯にかかわる状況についてですが、3歳以上の子どもの副食材料費の免除対象は96人というふうになっております。

また、3歳未満児の副食材料費を含む保育料の無償化対象については、2人といったような状況になっております。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 詳細にありがとうございました。まだ10月にスタートしたばかりですので、ちょっとわかりにくい点もあるかと思いますが、全国的な評価と市の評価も同じようで、無償化への評価は大きいとそういうふうに捉えたいと思います。

今度、利用者に今後取り組んでほしい施策をお聞きしたところ、保育の質の向上が最も多く、以下ゼロ歳児から今度は2歳児の無償化の拡大とか、給食費の軽減とか、障がいのある子どもの教育・保育の充実などが上げられました。

市として、利用者から聞かれた声がもしありましたら、お聞きしたいと思います。

○議長(兼山悌孝君) 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長(和田美江子君) 利用者からの声が特段、今の時点で上がっているものではございませんが、実態調査の結果として利用者が求める施策については、保育の質の向上が最も多いところであります。幼児教育や保育の実施に際して、幼稚園教育要領と保育所保育指針、これはともに子どもと保育者との信頼関係を基盤とすること、子どもの適切な環境の構成を行うこと、子どもの発達段階に則した指導を行うことといったところを基本としております。

最近では、平成29年3月31日に、幼稚園教育要領と保育所保育指針が改定されております。平成30年4月1日から適用されているということから、それに基づく研修等の実施により、さらに保育の質が図られるものと考えております。

また、厚生労働省の作成します保育所における自己評価ガイドライン、また文部科学省の作成する幼稚園における学校評価ガイドライン、そういったものに基づきまして、自己評価や第三者評価、保護者等の関係者評価、そういったものを活用することで、各園において保育の質の向上が図られるように、引き続き指導を行っていきたいと思っております。

ゼロ歳児から2歳児の保育料の無償化の拡大についてですが、今回行われました幼児教育・保育の無償化の趣旨といったところが、幼児教育・保育の軽減を図るという少子化対策といったことと、あと子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を養う幼児教育の重要性といった2点にあるところであります。3歳未満児というところは、その対象外というふうに考えられていると思います。

市では、政策的な取り組みとして、既に保育料の国基準額の6割を軽減しているという現状もあることから、現時点では、保育料の見直しは考えていない状況であります。

給食費の軽減につきましては、副食材料費が今回の無償化の対象外というふうになったことや、幼稚園や保育園のみならず、小中学校や他の社会福祉施設におきましても、利用者負担が基本であるといった状況も踏まえまして、必要に応じて今後議論をしていくことを考えております。

最後に、障がいのある子どもの教育・保育の充実といったところですが、郡上市障害児保育対策事業補助金や岐阜県療育支援体制強化事業費補助金、そういったものを活用しまして、引き続き私立園に対する障害児担当職員の人件費の補助を行っていきます。

また、支援が必要な児童に対して、郡上市子ども発達支援センターの指導員によります保育所や居宅への訪問など、療育の支援を行ってまいります。それに加えて、小児科医や保健師、理学療法士や言語聴覚士など、医療スタッフの相談会も実施しておりまして、引き続き発達支援の充実を図っていきます。

以上、郡上市の状況については、御説明いたしました。今後とも利用者からの声に耳を傾けまして、幼児教育及び保育のさらなる充実に取り組んでいきたいというふうに考えております。

(8 番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8 番(田代はつ江君) ありがとうございます。大体今、最後にお聞きしようと思いましたが安定的な経営に市が期待する、そういう政策等もあわせてお答えいただいたような気がしますので。

ただ、事業者からの声としてお聞きしたいと、それだけ1点お聞きしたいと思うんですけども、最初に、無償化後に事務負担は変化したでしょうか。事業者からの自由回答として、仕事がきついか、若手の定着率が低いとか、事務負担の軽減、また運営費の補助とのそういう声が多くあったそうですが、市として、その事業者からのこういう声を聞かれたことはないでしょうか。

○議長(兼山悌孝君) 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長(和田美江子君) まずは、事務負担の状況を少しお話しします。

保育料の無償化前ですが、認定こども園を除きます私立、公立の保育料は市で徴収を行ってまいりました。無償化後については、公立園は、従来から市役所で徴収事務を行ってまいりましたので、事務負担といったところは変わりはありません。私立園につきましては、3歳未満児の保育料は従来どおりで変わりはない状況ですが、これまで保育料に含まれておりました3歳以上の子どもの副食材料費につきましては、施設が利用者から実費徴収をするというふうになりましたことで、私立各園においては、副食材料費の口座振替にかかわる事務負担がふえているといった状況にあります。

また、保育園の一時預かりや幼稚園の預かり保育については、子育てのための施設等利用給付制度が創設されましたことで、その利用料が無償化対象となりました。対象件数は多くありませんが、私立園においては、支援の請求事務が新たに発生しているところでございます。

そういった中で、事業者からの自由回答調査の中で、仕事がきついか、あと若手の定着率が低

い、事務負担の軽減とか運営費の補助といった声につきましては、無償化前からの全国的な課題というふうになっているものでありまして、無償化による新たな課題というふうには捉えていません。

特に、保育士の確保や処遇改善につきましては、岐阜県の進める保育士確保対策と連携を図りながら、保育士の負担軽減とともに、効率的な園運営が図られるよう支援していきたいというふうに考えております。

(8番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） ありがとうございます。いずれにしてもこの無償化により、経済的な負担が大幅に軽減できるとともに、母親が安心して働くことで家計を助けることが可能になったと思います。また、保育料がゼロになれば、その分を将来の学費として貯金することが可能と、そういう仕組みができてくると子どもの出生率が上がって、少子化の少しでも解消になっていかないと、そういうことも思いますので、どうかまたその点もよろしくをお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、2点目の中小企業が新たに導入する設備に係る固定資産税のことで、ちょっとお聞きをいたしたいと思います。

中小企業が新たに導入する設備に係る固定資産税を自治体の判断で最大ゼロにできる生産性向上特別措置法が、平成30年6月に施行されました。これまでは、赤字でも支払わなければならない固定資産税が負担となって、中小企業の設備の老朽化が進んできても、新たな設備投資に踏み切れない原因にもなっていました。同時に、同法による中小企業の人材不足の解決や事業拡大による地域活性化も期待されます。

郡上市においても、平成30年度6月議会において、郡上市税条例の一部を改正し、中小企業が行う生産性向上のための設備投資に係る固定資産税、償却資産が、同法に基づいた手続により3年間免除になるよう改正がされましたが、郡上市において同法に基づき、先端設備等導入計画を市に提出された事業所がどれくらいあるかを教えていただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） では、生産性向上特別措置法の状況について、御説明を申し上げます。

同法におきましては、今御説明ございましたけれども、平成30年5月16日に国において施行がされまして、郡上市においてもいち早く、平成30年6月議会において、郡上市税条例の一部を改正し、中小企業が行う生産性向上の設備投資にかかわる固定資産税、償却資産の課税標準額の見直しを実施することにより、3年間全額免除とするよう改正のほうを御承認いただきました。

市内企業からは、先端設備等導入計画のほうで、平成30年度には13件、令和元年度には18件、合

計で31件が提出されております。このうち、税制支援対象が26件で、残りの5件につきましては、ものづくりの補助金というそちらのほうの対象となっております。

年度別の内訳ですが、平成30年度が12件、令和元年度が14件、そして業種別には、製造業が14件、それから電気業が4件、サービス、土木業が2件、そして測量業、小売業、砂利採取業、自動車販売修理業が各1件となっております。実際に、今年度の支援した件数ですけれども、6件で、総額として125万円となっております。

今後とも商工会のほうと連携しながら、この事業についてのPRのほうを図りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) それでは次に、事業承継についてお聞きをしたいと思います。

事業承継支援の取り組みについてお聞きをするんですけども、経営者の高齢化と後継者難により廃業を余儀なくされる中小、また小規模事業者がふえています。事業承継は、事業を引き継ぐ際にかかる相続税や贈与税が足かせとなっているため、2018年度税制改正に、事業承継税制の抜本拡充が盛り込まれ、事業を引き継いだときの相続税、贈与税の税負担を100%猶予できるようになりました。こうした支援策に対する中小企業の関心は高く、国が各都道府県に設置し、事業承継に関する相談に応じています。

事業引継ぎ支援センターによると、平成29年度の全国の相談件数は8,526件社だったものが、平成30年度の相談件数は1万1,479件社と、年間で1万社を超えて、事業承継への関心が高まっていると考えられます。

そこで、市における経営者の高齢化と後継者難による廃業を余儀なくされる状況と、事業承継税制の現状及び利用状況についてお聞きをしたいと思います。

○議長(兼山悌孝君) 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長(遠藤正史君) では最初に、郡上市における事業承継の状況でございますけれども、平成29年度に郡上市商工会が、全会員を対象とし、実施したアンケート調査によりますと、885件の回答のうち、「後継者がいない」と回答された会員は588件、パーセントで言いますと66.4%、「後継者がいる」と回答した会員が297件、33.6%となっております。

市では、平成26年度に、国、県に先駆けまして、郡上市商工会内に事業承継センターを設け、市内の事業者の事業承継について取り組みを進めてきております。

現在の登録数は、引き渡し希望者が41件、引き受け希望者が66件となっております。

これまでの成立件数ですが11件で、喫茶関係が3件、そのほかは各1になりますけれども、スナック、バー、キャンプ場、製造業、理容業、自動車整備業、食品加工、養魚場というふうになってお

ります。

次に、事業承継税制についてでございますけれども、こちらのほうは、特例承継計画書というものをまず県に提出し、認定を受ける必要がございます。こちらの契約書におきましては、経営の見直しであったり、事業承継後5年間の契約増を盛り込むものであります。この契約書のほうの認定を受けまして、平成31年1月1日から令和9年12月31日まで、贈与または相続等により、特定事業資産を取得した場合は、贈与税、相続税の納税が猶予される制度であります。

利用状況の把握については、国税のことですので、直接的には難しいんですけれども、商工会さんのほうにお聞きしますと、今のところないんじゃないかということをお聞きしております。

次に、岐阜県商工会連合会の中に、プッシュ型事業承継支援高度化事業地域事務局に伺ったところによりますと、この事業承継の税制については、県への届け出が必要など、制度が大変複雑であることから、事業者に周知する場合においては、税理士と専門家を通じての活用を呼びかける必要があるとのことですので、商工会産業支援センターというのを相談窓口に対しましては、経営支援相談窓口による専門家の指導をして対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございます。引き継いだときの相続税とか贈与税が100%猶予されるということは、大変有り難いことだと思いますし、今部長がおっしゃいましたように、成立したのは11件あると、そういうことで、やっぱり事業承継ということは本当に大変ではあるけれども、本当に大切なことだと私はそういうふうに思います。

ぜひ、今後もこの事業承継が進んでいきますように祈るとともに、少しちょっと外れますけれども、事業承継をされた方にいろいろなこういう特典はあるけれども——先日、同級生と会食をしました。清見の大原というところから郡上市へ移住をしてきた方だったので、いろいろと話をお聞きしました。お店の改造費の補助とか、それから家賃の3年間の半額補助とか、それが大変な魅力で、本当に助かっているとそういうふうに喜んで言われました。こういうところでは何ですけれども、移住者のみならず、事業承継をされた方にも、さらなる活性化のために支援をお願いしたいと思って、この質問を終わりたいと思います。

3番目の質問に入りたいと思います。

交通渋滞の緩和というところで質問をします。

私の住んでいる八幡町小野地区を通る国道425号線は、春はお花見、夏はお盆を含め踊りシーズン、そして秋は紅葉、冬はスキーシーズンと、1年を通じて何度か交通渋滞が起きます。渋滞の先頭は、城南町の交差点であることがほとんどです。

市民の皆様から声を聞きました。カーナビが高速道路への案内で下小野交差点を左に回るように案内するそうです。左に回ると城南町の交差点にたどり着き、高速道路へは今度は右折となります。交差点は直進と左折が優先で、右折ラインはなかなか進まない状況になります。その結果渋滞が起きますと、こういうことになるという御意見でした。

カーナビが下小野の交差点を右に進むように案内してくれれば、白山トンネルを抜けて五町の交差点に着きます。この交差点では左折、八幡インター入り口交差点でも左折となり、車の進行はスムーズに行くと考えられます。

カーナビの設定は、問題があることをしかるべきところに申し出れば、変更していただけると聞いたことがあります。いろいろ検討していただき、市として申し入れていただきたいと思いますのですが、この点についていかがでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、議員御指摘の国道472号のところだと思いますが、そちらのほうについてお答えをいたします。

カーナビで目的地を設定した場合に、今現在の御指摘のところは、国道472号を明宝方面から東海北陸自動車道八幡インターへ向かう場合に、下小野交差点では、右折する市道よりも国道である472号を優先するために、左へ進む車が多くなります。その先の城南町の交差点で多くの車が滞留する現象が起きているということであろうと思います。

下小野の交差点では、八幡インターへの案内看板は、市道中坪線へ右折するように案内をしていますけども、カーナビを頼る車が多いために、このようなことになると思われます。

それで、ここの件につきましては、昨年、交通社会実験を行う中、また社会実験後のアンケート等でもそうした御指摘があるということで、課題であるというふうな認識を持っております。

そこで、カーナビの地図や案内の修正については、相談窓口といたしまして、一般財団法人日本デジタル道路地図協会という機関があります。ここへ相談、要望すると、現状把握等が行われまして、それがカーナビの地図の会社へ伝達をされ、地図会社が今度調査を行いまして、必要に応じてカーナビの地図データの修正が行われます。その後にカーナビのメーカーが、修正された地図を組み込んだ機器を発売するという過程になります。それで地図案内が修正されます。ただし、反映に時間を要したり、内容によっては、調査をする段階において対応不可能な案件もあつたりするようです。

御指摘のこの472号の下小野の交差点については、八幡インターへ向かう場合に、カーナビは左折、それから案内看板は右折をそれぞれ案内しておりまして、現状では分散して案内されている状況とはいええます。

しかし、カーナビの案内のほう台数が多いもんですから、そちらのほうへ回る車が多いんです

けども、このカーナビの案内が右折に変更になった場合、看板の案内とあわせて右折に車集中して、また別のところで新たな渋滞が発生するという心配もあります。

このために、現状の把握や調査結果によって、カーナビの地図や案内の修正を依頼したとしても、状況によっては対応いただけない場合もありますが、関係機関、県であったり、公安、警察や交通対策に関する協議会、検討会で、住民の意見を多く聞きながら、要望するかどうかについて判断をいたしたいと思います。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) わかりました。

もう一カ所つけ加えたいと思うんですけども、郡上八幡インターを下りると、街の中への案内を、郡上大橋の手前を左折して尾崎町へと案内します。道幅も狭く、車同士のすれ違いも大変です。あわせてこのような道案内も改善していただきたいと思いますし、ほかには、郡上市の中でこういう極端な例ですけども、こういうところというのはないでしょうか。

○議長(兼山悌孝君) 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長(尾藤康春君) 今、尾崎町へ入るということを申されましたけども、こちらのほうにつきましても、郡上八幡インターを下りて左折して、八幡の市街地へ向かうということだと、尾崎町へ案内する件については、カーナビのほうで、市街地の中心部へ向かおうと思いますと、市道になりますので、そうすると一番近い市道を選ぶということで、尾崎へ誘導することになります。ただ、そちらのほうにつきましても、道幅が大変狭いということで、そちらのほうの修正につきましても、先ほども申し上げましたが、昨年やりました社会実験の中でも、そうした御指摘を受けておりますので、この2カ所についてはそうした課題があるという認識を持っておりますので、同じように検討していきたいということと、もう一点、それ以外に、そういった場所はないかということですけども、市内の各振興事務所であったり、県等の道路管理者のほうにも問い合わせしましたが、それ以外はどうも、今のところは特に大きな問題があるということはないようです。

以上です。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) それでは、各関係機関のほうへよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

産後ケア事業について質問を行います。

助産師などの専門家が、心身の不調や育児不安を抱える産後の母と子を支援する産後ケア事業が全国的に広がっています。昨年11月には、産後1年以内の母子を対象に、事業の実施を市区町村の

努力義務とする改正、母子保健法が成立、2021年中に施行されます。

現在、事業を実施するかどうかは、自治体に任されているといいますが、郡上市としては既に取り組みを始めてみえます。産後ケアは、核家族化などによって、親の助けが得られにくいといった事情のある母親の孤立を防ぐのが目的でありますが、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を行おうと、15年度から国が事業費の半分の補助をしています。宿泊型、デイサービス、自宅訪問型の3つがあり、助産師らが、沐浴や授乳といった育児の方法を教えたり、話を聞くなど、母親の心と体をケアしたりしているそうです。

一昨年6月定例会で一般質問のとき、市の状況をお聞きしましたが、その時点ではまだ利用は少ないということでした。その後の利用状況と相談についてお聞きしたいと思います。また従来の、産後、助産師さんによる訪問指導とは、どのような違いがあるのかを教えてください。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） 令和元年度の新規事業として開始しました産後ケア事業は、産後4カ月未満のお母さんを対象としております。

この事業は、産後の回復途中のお母さんが、体や心の不調、育児に対する不安、生活面での休養や食事の管理について支援を必要とする場合に、医療機関や産院において、助産師から、授乳や赤ちゃんの発育、沐浴や食事なども含めまして総合的に保健指導を受ける事業であります。

郡上市では、宿泊型とデイサービス型の2種類のサービスを行っております。郡上市民病院と美濃市のこのとり助産院に委託をしております。

昨年の6月の定例議会において、利用状況の御質問をいただいた際の実績は1件で、3泊4日の宿泊型の利用実績でした。その後ですが、1件デイサービス型の利用が1日ありました。現在、宿泊型、デイサービス型、合わせまして合計2件の利用状況というふうになっております。

産後ケア事業を利用された方からは、「サービスを受けたことによってよく眠れた」「授乳の指導が受けられた」などの感想をいただいております。サービスの満足度は高い事業であるというふうに考えております。

相談の状況ですが、産後のお母さんは、体力の回復も不安定でありまして、子育てに追われ、不安や悩みを持たれる方は少なくありません。そのようなケースに対しては、状況に応じて個々に合った対応をさせていただいております。その中でも、特にこの事業が必要でないかというふうに保健師が判断したケースは、今年度8件ありました。事業の利用につながらなかったケースにつきましては、保健師によります訪問等、継続支援を行っているところでございます。

産後の助産師による訪問指導との違いですが、産後ケア事業は、先ほど説明しましたように、医療機関や助産院において5時間以上滞在型で食事の提供も受けて、お母さんの休養や子どもさんの世話を含めた総合的な保健指導を受ける事業でございます。乳幼児家庭全戸訪問事業は、生後4カ

月までの赤ちゃんのいる家庭に、助産師や保健師が訪問する保健サービスであります。こちらは、母子保健法と児童福祉法で定められた事業でありまして、産後のお母さんの心と体の状況、お子さんの発育を把握しまして、子育てに関する情報の提供、養育についての相談に応じて、指導や助言を約1時間程度自宅訪問して行う事業というふうになっております。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございます。

時間がありませんので、用意してきたのをちょっと抜粋して、聞きたいところだけ最後お聞きしたいと思いますけれども、この産後ケアを利用した病院のほうのクリニックの院長さんのお話の中で、これが、こういう制度ができてから、悩み抜いてから相談に来る母親が減ったということで、虐待の予防にもつながるというふうに手ごたえを感じてみえるそうです。

ただ、この事業を知っている人が少ないというふうで、なかなかこういうことがあるということがPRされていないんじゃないかということも、ここの中で言ってみえますので、行政が助成して利用料を下げたりとか、産婦人科医や助産師らじかに接する人が、SOSを見逃さずに、産後ケアの情報を届けるようにしたりする工夫が、大変大切なことだと思いますので、そのこういう事業があるんだよというPRをもう少し徹底をしていただかないと、入院をしている人は16.3%、またデイサービスのことも15.7%ぐらいにしか知られていないという実績が出ておりますので、こういうことについて、最後に教えていただきたいと思います。

○議長(兼山悌孝君) 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長(和田美江子君) まず、産後ケア事業の御利用時の自己負担金につきまして、少し御紹介をします。

宿泊型は1日2万円の費用のうち、自己負担を8,000円としております。日帰り型は1日1万5,000円の費用のうち、自己負担を3,000円、住民税非課税世帯などの低所得者の方につきましては、自己負担額を無料というふうにはしております。

また、必要な方にこの事業を利用していただくために行っていることですが、母子手帳交付時に全てのお母さんにサービスの案内をしております。さらに、出産後は、保健師によります赤ちゃん訪問やその他の相談のとき、また医療機関におきましては、出産後の退院指導のときや母子1カ月健診の受診時に事業の説明を行いまして、周知に努めております。

このように、情報提供につきましては、利用される方や利用されない方の意見も確認しながら、今後も事業推進に努めていきたいというふうに考えております。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 最後、大変走りまして申しわけありませんでした。十分に理解しましたので、今後ともこの産後ケア事業については、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、田代はつ江君の質問を終了いたします。

○議長（兼山悌孝君） ここで、昼食のため、暫時休憩といたします。会議再開は1時ちょうどとします。

(午前11時41分)

○議長（兼山悌孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 山 川 直 保 君

○議長（兼山悌孝君） 5番 山川直保君の質問を許可いたします。

5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） 失礼をいたします。通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。大項目として3点上げておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、妊婦健診通院補助についてということを題しております。

このことにつきましては、本市におきましては、従来から子育てに優しい、高校生からまた幼児、またその前の妊婦さんに至るまで、各自治体よりも優れた補助等の施策を出しまして、視察等にも多く来ていただいているところでございます。

まず1点目でございますけれども、確認のためにお伺いをしたいと思います。妊婦健診から出産に至るまでのかかる通常の費用を確認のためお伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 山川直保君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） では、妊婦健診では、基本健診、血液検査等が行われておりますが、妊娠期間中お1人の妊婦さんに平均14回の健診を受けてもらっております。

市では、平成21年度以降、14回分の健診の費用の助成ということで、妊娠期間中の基本全額を助成する形というふうになっております。21年度以前、それまでは4回程度の助成で約3万円の金額というふうになっていました。21年度当時につきましては、健診費用の総額は9万1,200円でありました。

これまでに診療報酬点数の改正や検査項目の追加などによりまして、令和元年度は郡上市民病院

で12万5,060円、そして市外参加医療機関につきましては13万180円というふうな金額になっております。

また、出産にかかわる費用につきましては、郡上市民病院での正常分娩の場合は平均で37万円程度になります。分娩にかかわる費用は、加入している医療保険から支払われます出産育児一時金により最高42万円が相殺されまして、出産時にかかわる金銭的負担が軽減される措置がとられております。

以上です。

(5 番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 山川直保君。

○5 番(山川直保君) ただいま部長からの答弁で、妊娠の健診から出産に至るまでの本市における助成補助の制度をおさらいしていただきました。その中で私、次に質問いたしたいことでございますけれども、この妊娠されましてから妊娠健診、そして出産に至るまでのそのために通う通院の補助というものは、まだ本市は整備されていないわけでございます。

まず私調べてみましたところ、全国自治体の中でも、こうした通院に係る助成もしくは補助といったものは、なかなか見当たらなかったわけでございまして、その点を踏まえまして次の質問に移りたいと思います。

皆様のお手元のほうに資料をお配りさせていただいております。それをちょっと見ていただきたいわけでございますけども。

まず、この1枚目ですが、これ株式会社東洋経済新報社、これある程度有名な会社でございますけれども、この中の全国の住みよさランキング2019というものがございます。この住みよさランキングは、どのようにしてランキングを決めるかというところが、このページの下に書いてあります。A B C D 4項目からなる22細目に至るまでを一つの目安とした指標になっております。

この中の例えばA、安心度というところを見ていただきますと、(1)番、これ人口当たりの病院・一般診療所病床数の数というのが出ていますね。そして、そのさらに下、(4)番、ここが子ども医療費の助成というところ、こうした項目がございまして。こうしたところを全国の812市区ある中で、4つの視点から用いて算出したものでございます。平均値を50とした偏差値における順位づけがなされております。

2枚目めくっていただきまして、裏面ですけれども、一番下のほう見てください。この全国812市区の中で例えば岐阜県の中でのトップは郡上市なんですね、この住みよさランキング。

さらに、その2行目行きますと、子ども医療費助成制度が1位、これは全国で1位という評価をいただいております、総合のAの項目の安心度、これは37位なんですけれども、この1位というものはかなり本市の順位を押し上げているんじゃないかということを思います。

さらに3ページ目を見ていただきますと、中部に至りましては、本市はこれ中部10県ですけども、中部10県におきましては郡上市は9番目ということでございます。

さらに次のページ、これは全国版トップ50を示しておりますけれども、郡上市はこの812市区の中で12位、そして岐阜県でランクインしておりますのが次にあります40番目に飛騨市、そして49番目に高山市という、このような状況になっております。

このこと見まして私たち、本当にこれを我々自身が実感しておりますでしょうか。それぞれ皆様方どうお考えになるかわかりませんが、実際こうしたランクになっております。

このことにつきましては、日置市制12年間の中でも、こうした部分に非常に力を入れて取り組んできた、これたまものと評価ができますし、また敬意を表したいということを思っておりますけれども。

ですからこそ、このランクを私は下げてはならない、上げる政策を打っていかなければならない。その政策がすなわち魅力のあるポテンシャルの高い郡上市になる、そして市民全体がそうしたシティプライドというものをしっかりと持って、そしてこの数値に見る全国の国民の皆様方が、ああ郡上市に住んでみたい、あ、こんなところで子育てしてみたい、そんな気持ちがわかるんじゃないでしょうか。そのことから2問目の質問をいたしたいと思います。

本市は御承知のとおり広大な市でございまして、端から端までが遠い分もありまして、妊婦さんたちがこの健診に通うと思ったときに、また体調が悪い、いろんな条件がある中で、公共交通機関もしくはタクシー等で市民病院を訪れようとしても1万円以上かかる地域もある。これだけ住みやすいと言っておきながら、本市の課題はこうした広大な地に住んでいるからでありますね。

ですから、私は、この政策をぜひともとっていただきたいわけですが、この妊婦の方に優しい郡上市づくりというのは、少子化や子育て、そして出産においても原点に当たる問題ではないかと思えます。そのことにつきまして通院補助をぜひとも創設することを願い希望いたしますけれども、市長にお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えます。

今、山川議員が御紹介をくださったように、ある社の住みよさランキングによれば、郡上市がかなりいい位置を占めているということは非常に光栄だというふうに思えます。さらに、こうした住みよさランキングというものを落とさないように高めていき、魅力のある地域をつくるということは、やはり課題だというふうに思っております。

先ほど和田健康福祉部長のほうから答弁申し上げましたように、この郡上市においてはさまざまな形で子育て支援を行ってまいりまして、この妊婦健診につきましては、その健診については14回分、いわば無料で受けていただいております。

確かにそういう形で随分負担は軽減をされてきているというふうに思いますが、さらに言えば確かに健診を受けていただく箇所は、例えば郡上市内においては市民病院等でございますが、非常に遠いところ、特に例えば高鷲北部あたりから通ってこれると交通費がかかるあるいは御自身で運転をして来られるという場合にも、なかなか大変だろうなということは思っております。

したがって、もちろんこれに一定の通院費の助成をすれば、さらに喜ばれるということは容易に想定はされますけれども、こうした子育てについて先ほども議論がございましたけれども、幼稚園、保育所の無償化等々そうした形で進んでおります。いろんな意味で、そうした子育てに対する制度が進んでいるということからしますと、これにさらに何がしかの通院費助成をするということ、それはあれば喜ばれるというふうには思いますが、全体のいろんな福祉、医療、そうしたものを検討する中で考えていく必要があるというふうに思います。

また、そうした妊婦健診にお母さん方がどんな形で交通、通っておられるかというような実態も調べてみなければいけないというふうに思っております。

そういうふうにできればいいなと思いながら、しかし他のいろんな施策との均衡、そういったことも考慮しながら検討をしてまいりたいというふうに思います。

(5 番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 山川直保君。

○5 番（山川直保君） 市長の答弁で、私意見申し上げながら、再度もう一步踏み込んだ前向きなお言葉いただきたくて申し上げたいと思いますけれども、私この妊婦さんの通院助成というものはするべきだと思います。その理由を2点申し上げたいと思います。

まずは、これは見栄ではありませんけれども、この住みよさランキングの中に人口当たりの病院、一般診療所、病床数というものもあるんですね。これ今回の条例で国保白鳥病院の床を減ずる、そうした条例でございますね。ということは、必ずこのランキングはAの部分、Aの安心度が下がる。ですから、それをまたプラスアルファするために例えばこの助成を、14回の健診があるとするならば、遠いところ1回もしも1,000円、中間辺が500円、1人当たり1万4,000円ですよね、14回なら。1,000円でも、少しでもそうした気持ちがあるところの部分の予算というものを単費でつける必要が私はあると思います。徹底的にこの子育てに関して乗りかかったものですから、郡上市はこの全国評価1位であり続ける、その気概を持つことが必要、私この2点を思うわけですね。あ、これ1点になります。

もう1点は、郡上の市民病院というのはBFH、これは堀谷院長時代にされましたけれども、赤ちゃんに優しい病院ということで、WHOまたユニセフの関係からしっかりと認定をいただいた病院でもございます。これは世界では約2万施設の病院でありますけれども、我が国、日本につきましては、2019年8月現在、66の施設しかないです。

岐阜県においては、県の総合医療センター、そして郡上市民病院、この2つだけなんです。郡上市民病院のその科の部長さん、またそのスタッフの皆さん方は、市民病院ですよ。このことを本当に売りものとしようとして頑張っているんです、今も、ずっと、努力してみえる。そうした努力もあるから、生まれた後も出産前も、こうした制度を少しでもいいから設ける、この2点なんです。ぜひとも市長さん、これもう1本、前の答弁が賜りたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 子育てをなさるお母さん方にはいろんな支援の仕方があるというふうに思っております。来年度からは子育て世代の包括支援センターというようなものも設けて支援をしていくことにいたしております。

ただいまの御提案については、私どもも県内にもその助成の仕方は違いますが、3団体ほどあることも承知はいたしております。ただ、要件も違ったり、その助成の程度も違ったりいたしておりますが、先ほど申し上げましたように、これから検討してまいりたいと思います。

（5 番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 山川直保君。

○5 番（山川直保君） 前向きな検討をよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。第2 問目は、美濃馬場の活性化策ということを出しておりますけれども。

まずは、この1 項目ですね。この白山信仰における禅定道の拠点といたしまして、郡上には美濃馬場、そして福井のほうには越前馬場、そして石川のほうには加賀馬場ということで3 つあるわけでございますけれども。私はこの盛況さといいますか、各方面入れた盛況さというものを、もっともっと活性化させていただきたいという観点から質問させていただきたいと思います。

副市長にお伺いします。この三馬場の盛況さを客観的な点でどのように感じておられるか、お答えいただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） それでは、三馬場について、にぎわいの様子を比較をしてお答えをしたいというふうに思います。

まず、加賀馬場のほうからお答えをしたいと思います。この入り込み客数につきましては、加賀馬場は白山市の白山比咩神社を中心にした白山信仰とそれから宗教的、また歴史的な地域です。かつては本馬場とも言われておりました。そこで神社の参詣者など訪れる人につきましては、年間90万8,000人、これは平成30年の統計から見た石川県の観光によります。

この白山比咩神社の参道の近くには、食事場所、それから物産館が4 軒あって、利用客数は把握はしておりませんけれども、にぎわっているという、そういう様子になっているようです。

ほかに白山市には獅子吼高原ですとか、あるいは吉野工芸の里ですとか、ふれあい昆虫館、バードハミング鳥越など幾つかの施設がありますが、白山市全体での主な観光施設の利用者数というのは147万7,000人というふうになっております。

次に、越前馬場の入り込み客数ですけども、越前馬場は勝山市の平泉寺白山神社を中心とした加賀馬場と同じような地域になっていますけども、ここの参詣者は訪れる人は年間で約22万8,000人と言われています。これも平成30年度の福井県の観光入り込み客数による調査です。この平泉寺白山神社の周辺の参道近くの食事場所、それから物産館は3軒あります。ここも利用客数の把握はできておりませんけれども、にぎわっているという、そういう情報になっています。

勝山市はほかに恐竜博物館ですとか、あるいは越前大仏、ゆめおーれ勝山、それから勝山温泉センター水芭蕉、こういった施設がありますが、勝山市全体での観光施設の利用者数は年間に193万1,000人というふうになっています。

それから美濃馬場のほうですけども、これは長滝白山神社を中心とした白山信仰の宗教的、歴史的地域になっていますけども、参詣者などで訪れる人の数につきましては、正直把握ができておりません。周辺にある道の駅、白山文化の里長滝の数値は、年間に16万人のお客がありますので、その半分として想定すれば8万人。ですから、恐らく10万人は下る、以下になるのではないかと思います。特に神社周辺につきましては、道の駅、それからあゆパークがございすけれども、これは国道を挟んでおりますので、参道周辺のにぎわいというふうにはなっていないというふうに思います。

白鳥のほかの観光施設ですけども、阿弥陀ヶ滝、それから道の駅清流の里しろとり、そして道の駅白山文化の里長滝、それからあゆパーク、こういったものがございしますが、郡上市全体では年間に498万9,000人という入り込み客数がありますので、ほかと比較すると年間の市全体の客数は多いんですけども、ここに限って言いますと加賀馬場、それから越前馬場と比較して美濃馬場の入り込み客数につきましては少なく、参道のにぎわいは少ないと、こういう結論になるのではないかと思います。

(5番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 山川直保君。

○5番（山川直保君） まず、こうした政治とか我々がこうした宗教的なことに関してのことは言えるわけでないこともありますけれども。観光連盟、観光協会で一步進んだ一般社団法人の白山市観光連盟、昨年のうちに登録、候補じゃなくて登録の法人をされておりますね。

その中のホームページとか見ておりますと、この白山比咩神社についても、しっかりと宣伝をしておられますね。参拝も含めた宣伝されています。その中の一つおもしろい体験プログラムといたしましては、その白山比咩神社境内の中に禊場があって、水に入れるようになっている。そこでの

修行ができると。それを指導するのは神職さんだと。それが終われば修了証もいただける。全国でめずらしいそうしたプログラムとなっております。これももちろん行政、もちろん観光連盟にも精通していますから、そうした施策をとっておられるということで、本市もそうした宗教とかかかわるとかお宮への寄附という意味のものじゃなくて、郡上市は実際に宋版一切経も修理、修繕もお金もしっかり出しておりますから、やはりあのあたりのそれをしまうしっかりとした展示したりする倉庫といったものを博物館以外にもまたつくっていくとか、それとかやはり白鳥町内の一つの観光の目玉としてあゆパークとともに相乗効果を図るようなまちづくりというものを、理解でき得る限り、民間初です、生きるような施策を組んでいただきたいと思います。

2問目の質問に入っておりますけれども、やはり私その線路から西側に、例えば1つのお店とかお土産物店、例えば大判焼き店とかみたらしても結構です。そうしたものができ得るように、そうした店舗を新設したい方への補助ですね、そうしたものの創設もまた必要じゃないかと思っています。

今、町内八幡市街地、白鳥市街地、空き家対策の関連で、新しい店舗をつくったりすることも補助は出ておりますけれども、やはりその美濃馬場に対して、そうした街並みをつくっていくというものの一つから初めなければ進まないとは私は思うところでございます。その辺につきまして、市長、この三馬場を盛り上げていくような施策について、何か進める用意があるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、私も石川県の白山比咩神社、そしてまた福井県の平泉寺そうしたところも訪れて、それぞれの特色あるいはにぎわい等については承知をいたしておるつもりでございます。

この郡上市においても、長滝の白山神社、いわば三馬場の1つの美濃馬場というようなことで、そして、さらに上っていけば白山、中居神社と石徹白の中居神社というようなものがあるというようなことでございまして、何とかこうした資源を活用をして活性化を図りたいという思いは、私も持っております。

かつて、その上り1,000人下り1,000人といわれたわけですから、毎日毎日上り客と下り客が1,000人あるとすると、1年365日というわけにはいかないかもしれませんが、数十万人の人が訪れたということだろうとは思いますが。ただ、こういう寺社を中心にした門前町とかこうしたものの成り立ち、原因というものを考えてみますと、それはやはり店があるからにぎわったのではなくて、何らかの霊験あらたかな山岳信仰であるとか、そうした庶民も求めるいろんなものがあって、そうしてにぎわうと、そうしたにぎわいをまたあてにしながら店もできる、そうすると店もできれば、またこれもおもしろいということで、相乗効果があると、恐らくそういういい循環が回って、一つの

ぎわいを見せてきたんだろうというふうに思っております。

ここの白鳥町の長滝あるいは石徹白も含めてですけれども、長年の懸案でございますし、旧白鳥町の時代から、例えば長滝のあの公園等については整備をし、白山文化の里構想というものがあって、さまざまな手を尽くしておられます。今私たちも白鳥の北部をあゆパークもできたということも含めて信仰をしたいということで、さまざまなことを検討いたしております、例えばやはり私は長滝の白山神社、長瀧寺というものの魅力、そこからやはり石徹白に至る、さらには白山へ至るというこの禅定道、こうしたものを現代のやはり上り1,000人下り1,000人という形で魅力を復活をさせていくためには、どうしたらいいんだろうかということを真剣に考える必要があるだろうというふうに思っている次第でございます。

そういう意味で、いろいろとマップをつくったり、さまざまな努力もしておりますし、先ほどお話がありましたように、白山文化信仰にかかわるさまざまな文化財については、修復あるいは展示というようなことも進めております。今、お話がありましたようないろんな点を含めて検討して、この白鳥の北部のこうした白山信仰、白山文化を中心にした、てこにした地域振興というものを、しっかり図ってまいりたいというふうに思っております。

そういうものの中に、確かにいろんな意味でそうした商店をつくる場合のお店をつくる場合の助成であるとか、あるいはあの周辺のいろんな意味の景観整備というようなことも、一連のものも、さらにあろうかと思いますが、ただいま申し上げましたように、せっかく今あゆパークもでき、またさまざまな文化財も修復をしたりして龍宝殿も市の経営という形でお引き受けをいたしておるということで、さまざまな点を生かしながら、しっかり信仰を図っていききたいというふうに思います。

(5 番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 山川直保君。

○5 番（山川直保君） よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、やはりあゆパークというものの一つの起爆剤として、次の手、次の手を毎年、毎年考えておかなければならないと私思ふんです。ですから、今市長の答弁でありましたように、郡上市がそうした白山信仰というものを説いて、そして理解していただいて来ていただくという活動はできないにしても、そのどうした街並みをつくっていく、どうしたにぎわいをつくっていくかという、その一つのサイクルの中の1つ、2つの仕事は、必ずあると思ふんです。商工観光部長、それを一番頭をひねっていただかんなんということを思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3点目の質問に移りたいと思ひます。ちょっと待って、時間がございませんので3問目にいきます。

合併来、この市街地への投資の格差と申し上げますか、これ単には申し上げませんが、新市建設計画というものあって、いまだ道路、また福祉、医療、また教育に至るまで、いろんな投資

をしてわけでございます。

その中で、新市建設計画これも少しずつは変化をしながら進めてきたわけでございますけれども、その新市建設計画またプラス今終わったところで、今からでも結構なんで、私は客観的な感覚で物を申し上げますと、八幡町市街地そして白鳥町市街地への投資額、これは観光も商業も例えば無電柱化等も含めて、投資の額としてもかなり少ないのではないかとということも感じております。まずこのことを端的に市民の皆さんもそう感じておられるかもしれません。簡単にわかる限り、この両市街地に対しての合併来投資されてきた額というものをお示しいただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） 合併来の投資金額について、白鳥市街地と八幡市街地につきましては、主な事業のほうを郡上市の新市建設計画のほうで決算額のほうの取りまとめをしております。平成16年から平成30年度決算で見ますので、一部繰入金もありますけれども、15年間の投資金額をそれぞれ拾い上げてみました。地域全体で先にお話をいたしますけれども、八幡地域が225億円、白鳥地域が193億円となっております。そのうち、八幡町の都市計画区域を八幡市街地と見た場合ですと、投資金額は94億円でございます。白鳥町では、その都市計画区域がございませんので、白鳥と為真地区の2つの地区を白鳥市街地と仮にしますと69億円となります。ただしこの数字におきましては、合併前の郡上広域連合の事業につきましては、事業を継承したものにつきましては、市域として捉えておりますので、ただいま申し上げました事業のほうには含まれておりません。

もう少し分野別に見てみますと、所管部別に拾ってみたんですけども、市街地につきましては、建設部に所管するものにつきましては、八幡が43億円、白鳥が32億円、教育委員会が、八幡が32億円、白鳥が34億円、商工につきましては、八幡が11億円で、白鳥は億になるようなことはありませんでしたけども、これは白鳥の北部のほうの石徹白の間に長滝それから向小駄良そういったところに観光資源の投資が入っておりますので、こういって結果になっておりますのでよろしくお願いいたします。

（5 番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 山川直保君。

○5 番（山川直保君） 私の思っと思った数字とは非常に乖離がございまして、この建設計画、例えば通常の生活インフラに使われるもの、もちろんあるでしょうし、もちろん道路を含めて、私が今期待していたのは、目に見えるような形で見える、例えば観光に資するもの、例えば商店街、町並みに資するもの、電柱の無電柱化も含めて、そういうことちょっと期待したんですけど、これとは全然市民の方々も、あれそうなの、何に使ったのと、もっと深く掘り下げて聞きたくなるような数字です。

私、まず思いますのは、私も八幡市街地につきましては、無電柱化のこととかもいろんな町並み

の伝建地区に係ることも委員会等で申してきましたけれども、白鳥町の市街地については、問題注視するだけで申し上げてきませんでした。私が言うよりも、市民の方々も必ずそうやってある程度わかっているんじゃないでしょうか。

私は、そうしたインフラ観光とか商業とか景観とか、そうしたインフラが本当に行われてきていない、民間努力もあるかもしれませんが、そう感じておるんです。やはりこれは、都市計画がなかった、その一つの弊害があつて、有利な補助金等もとれなかったから、合併後、そこに手がつけられてこなかった一つの要因になっているんじゃないかということを思うわけです。まず、必ずこれ一つの要因だと思います。施策の間違いとかじゃなくて。

また、単独費で郡上市が行おうと思えば、非常に難しいインフラ整備だったと、多額のじゃなかったかなということをちょっと思ってみるわけでございます。その観点から伺ってきたわけですが、郡上市には都市区画審議会というものございまして、本年は1月30日にその審議会が行われております。その中で、委員の方からも、これは議事録ですけど、現在郡上市において、都市計画区域が定められているのは郡上八幡だけだが、他の地域において都市計画、あるいは準都市計画、風致地区等の策定を検討している地域があるのかお伺いしたいという質問に対して、建設部ですね、この簡単に言いますと、八幡都市計画以外の都市計画決定につきまして、今のところ予定はありません。というようなこと、再質問、再質問あるようでございますけれども、私これ長い目で見たら、旧白鳥町のときは、いろんなハードルが高い部分があったりして、商店街の方からいろんな御意見もいただいたりして、それがなし得なかったかもしれない。

しかしながら、今のこの商店街のあり方見ておりますと、その状況を見ておりますと、かつての経営者だった方から、次の経営者に移ったりして、いろんな問題というものをそのかつての経営者の方々も抱えられているかもしれない。そのことをしっかりと検討に即入って、どのような問題があるのかということをしかりとただして、そしてそこにしかりという補助等がつぎ込まれるような体制をお取りいただきたいということも思うわけでございます。

私の夢のようなこと語りますけど、まず本町通りとか橋本町とかございますけれども、まずは駅前再開発というものを本気でできるような仕組みができないかということを思います。

私いつもよく飛騨行きますと飛騨古川町の駅見るわけですが、飛騨のJR古川駅からあそこもどん詰まりがT字路にぶつかりです。あそこは、約駅前が145メートルあります。美濃白鳥駅はその突き当たりまでは約200メートル、少し長いんですけども、やはり古川町とか見てみますと、もちろん無電柱化、そして都市計画に入っのしかりとした開発、歩道、そしていろんなイベントやっても楽しい街並みになっています。やはり郡上市の白鳥町市街も駅前通りは、やはり白鳥おどりを踊って写真とっても絵になるような、まず1つの通りだけでも、単費で向かう、単費をつぎ込む、そういう覚悟でいかなければいけないと思いますし、そして都市計画をしかりと組んでい

くということ思うわけであります。

今までずっと議論されてきたことでしょうし、特に白鳥の議員の皆様方もこのことについては、そのことを訴えて見えた方もたくさん今までであると思います。こうした都市計画審議会というものが、しっかりとまた動くようにお願いしたいし、そしてこの商店街、まずは駅前通りをどのようなことがあっても、拡幅してでも、そして緑化をしてでも、そして景観、整備等に補助金使ってでも向かうべきと私は、その方策については、市長にどのようにお考えかをお伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、先ほど商工観光部長が答弁をしましたように、私は合併以来、このそれぞれの地域に必要な投資を、やはり公平、公正に行っていくということが大事だろうというふうに思って、そのようにやってきたと確信をいたしております。

今、新しい時代に向かって白鳥町の都市計画区域の設定の問題であるとか、あるいは駅前の道路の問題等いろいろ御指摘をいただきました。これから、やはり白鳥の皆さん方とよくよく相談をしてまいらなければいけないことだろうとは思っておりますが、例えば白鳥の駅前の道路につきまして、私もこの間ちょっと現地へ行ってみいました。そんなに狭いのかというふうに思いましたが、行って感じたことは、あの今のまちの交通量やいろんなことからすると、そこそこの道であるというふうに思っております。これをハード先行で幾ら道路を広げてみたところで、まちのにぎわいというものは、必ずしも取り戻せるものではないというふうに思いました。

もっとやはり大切なのは、やはり今、商店街並んでおるわけでございますけれども、やはり駅前の発展会の皆様方とか、いろんな皆様と相談をしながら、このまちのにぎわいを取り戻すための、やはりソフトの施策がもっともっと大切なのではないかというふうに思っております。もちろんハードの、御指摘いただいたようないろんな整備も、今後必要かとは思いますが、まずはそういう今あるまちのやはりにぎわいを、どうやって取り戻すかということであり、例えば白鳥おどり一つ見ましても、私も幾晩も踊りに行きますけれども、あれ以上道を広くして、今の踊りの実態ではますます寂しくなるだけでございまして、これは八幡についても同じでございまして、町中のああいふところどころ狭しとやっているというところに、その踊りのにぎわいがあるのであって、あそこを広くしたからといって見栄えがよくなるわけでもないというふうに私は思っております。

いずれにしろしかし、これは議論、私の私見でございますので、将来へ向けての白鳥のまちの整備をどうしていくかということは、やはり真剣に皆さんと議論をしてまいりたいというふうに思います。

（５番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 山川直保君。

○５番（山川直保君） 私は、歩道があつてそして電柱があつて、その歩道の横には新たな緑地があ

って、そういう景観というものが需要ではないかということを思います。

以上で、私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、山川直保君の質問を終了いたします。

◇ 尾 村 忠 雄 君

○議長（兼山悌孝君） 続きまして、15番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 議長より、発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は12月議会に引き続き、防災及び減災ということでもありますので、よろしくお願いをいたします。

それで、1番から5番まで質問をしておりますけど、1番、2番をまとめて質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

さて、ここ数年来の気象状況を見ますと、ことしの冬も2年続けて雪不足、そして台風についても一昨年、すごい台風が来ました。まさに激甚台風、激甚災害に指定されたということであり、郡上市においても、本当に多くの災害を受けたところであります。

こうしたことを教訓に、いよいよことしも新しい年に入り、台風シーズンに入っていくと思っております。特に最近の傾向としては集中豪雨、異常気象によることかもわかりませんが、そういうことを教訓に、次なる施策を考えなければ、市民の安全・安心はないそういったことを思っております。

こういったことを踏まえて、令和元年度の防災備品また防災関係事業等の状況、また平成30年7月の豪雨災害での課題、問題点はなかったのか、対応はどうしていただいておりますかということと、その台風21号におきましては、本当に大雨も降り、大災害でありましたが、市内各地で長期の停電、1週間以上の停電がありましたけども、最大停電戸数が1万戸を超えたということで、やはり電気製品また家畜等々にも大きく影響があり、大変な生活を強いられました。これはやはり大雨が降ったということで、地面に水が浸透し、強風により倒木が起きたということで、電線に倒れかけ、停電が発生したというようなことが原因ではなかろうかと考えております。

そういったことを踏まえて、今後こういったことが最小限に食いとめるための対策をどう考えておられるか部長にお聞きいたします。

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君の質問に答弁を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、私のほうから、防災、減災ということについてお答えさせて

いただきたいと思います。

まず、災害対策につきましては、令和元年が過去に郡上市を襲った幾つかの大きな災害から数えて節目の年に当たるというようなこと、また議員が御指摘ありました、一昨年の平成30年7月豪雨、そして台風21号におけます対応の検証によって得られた重要な過大を認識することによりまして、災害に強い郡上市づくりを進めることといたしまして、今年度は特に防災、減災に重点を置き、さまざまな事業を実施してきております。

その主な事業でございますけれども、まず設備整備の面では、避難所の環境改善を図ることを目的といたしまして、災害用の段ボールベッド、避難所用の床マット、ブルーシート等を購入しておりますし、避難所での情報収集手段の確保を図るために、テレビの視聴や無線によるインターネットの利用できる環境、そういったものもあわせて整備を行っております。

長時間の停電に対応するために、防災用の発電機でありますとか、コードリール、LED投光器の整備をさせていただいておりますし、そういった今回整備した備品につきましては、各庁舎を中心に保管して、災害時に必要な箇所へ必要な分だけ持ち込むことを基本ということとしておりますけれども、保管場所から遠方となるような地区もございますので、そういったところにつきましては、地元の自主防災組織とも相談しながら、地域での保管、そういったものもお願いしたいというふうに考えています。

河川の水位計でございますけれども、河川の水位を迅速にまた適格に把握するためには、こういったものも大事であります。こととしてございますが、市内7カ所に危機管理型の水位計の設置も進めております。今月末の事業完了後でございますけれども、国や県の水位計を合わせますと、市内の水位計は39カ所になります。水位計の情報というものは、岐阜県のホームページでありますとか、郡上ケーブルテレビのデータ放送でも御確認いただけますので、早期の危険度把握に有効であるというふうに考えております。

あと、ソフト面でございますけれども、自主防災組織が資機材整備を行う場合の補助金につきましては、世帯数に応じた上限額を本年度から5万円ずつ引き上げる見直しを行っております。例えば200世帯以下は5万円を10万円にしておりますし、201世帯以上500世帯以下につきましては10万円を15万円に、また501世帯以上は15万円を20万円に引き上げさせていただいております。公的に整備するだけでなく、共助の面からも、自主防災組織がこの補助金を活用することにより、必要な資機材を整備していただきたいというふうに思っています。

あと、災害時の避難行動要支援者の個別計画の策定でございますけれども、こちらも各地域の自治会単位で、自治会長さんであるとか地区長、民生委員また主任児童委員、そして福祉委員の皆さんで避難行動要支援者対策懇談会と称するものを開催いたしまして、地区内の危険箇所を共有していただくとともに、支援を必要とする方の把握でありますとか、支援可能な方の洗い出し、そして災

害時の行動を御確認していただくということでございます。

啓発面といたしましては、過去の災害を知り、現在の防災、減災を考えることを目的に、各地域におきまして、災害に関するパネル展示展というものを行っております。

また、郡上市歴史資料館におきましては、八幡の北町大火と伊勢湾台風の特別展示を実施させていただきました。また、2月の8日に開催いたしました郡上市防災シンポジウムでは、一般社団法人全国治水砂防協会理事長、大野宏之氏によります、土砂災害とその対策と題した講演会、また防災減災に不可欠な共助を担う市内各種団体の代表者によるパネルディスカッションを通じて、参加者の皆さんに自助、共助の重要性を御確認していただくことができた、災害に強い郡上市づくりに向けた契機になったというふうに思っています。

また、このほかに年間を通じた広報紙への防災記事の掲載でありますとか、毎年開催しております自主防災会育成研修会を通じて、市民一人一人の災害対策の重要性を啓発させていただいております。

またもう一つ、議員御指摘の平成30年8月に発生した台風21号によりまして、県内各所で長期間の停電が発生しました。これを受けまして、平成29年から3年間で終了しておりました県の補助制度がことしから復活したところであります。こういったことによりまして、ライフライン整備事業というの、また郡上では一生懸命やっておるところでございます。市では、平成27年から平成30年度までの4年間で31カ所、1億2,180万円かけて事業を実施してきております。本年度も単独事業も合わせまして13カ所、3,990万円の予算で、今月末に完了する予定となっておりますし、令和2年度の当初予算におきましても3,880万円の予算を計上させていただいております。平成27年度から平成29年度までの3カ年で、県の補助金を受けた自治体というのは4市ありますが、この3カ年の補助金総額の約4割を郡上市が占めておりますし、今年度の補助金額の県下で最も多く使わせていただいております。よって、県内で一番力を入れている自治体というふうに思っています。

そして、市と県、それから電力会社が連携して、事前伐採を行うこの事業でございますけれども、全国的にも非常にめずらしいようで、昨年千葉県で大きな被害をもたらしました台風15号以降でございますが、この取り組みが注目されて、先進地として多くの自治体から現在問い合わせを受けている状況となっております。

市の総面積の90%が山林という地理的状況の中におきましては、停電によるライフライン被害の発生を防ぐために、市が伐採するこの事業というのは、市民生活を守る観点で非常に有効と考えております。

今後も岐阜県の補助金、電力会社の負担金を活用して、立木の所有者や地元自治会等御理解いただきながら、本事業を進めていきたいというふうに思っております。

以上のように本年度は重点的にさまざまな事業を実施させていただきました。災害対策のかなめ

といたしましては、まずはみずからの命はみずから守る自助であり、互いに支え合う共助、そしてこれらを補完する公助により連携することが大変大切であります。

一人一人が災害への備えを講じながら、幾重にも対策を講じることが重要となっておりまして、今後も継続的な取り組みを通じて、災害に強い郡上市づくりを目指したいと考えております。

(15番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。ただいま御答弁をいただきました。災害については、ほとんど毎年あるというようなことでありますけれども、毎回一緒ではありません。大きい災害もあれば小さい災害もある。そういったことに対処していくには、やはりいろんな補助金等々使って、市民の安心・安全を守っていただきたい。

先ほど、緊急防災対策事業というお話がございました。まさにこういった事業をあと令和3年度までですか、そういったことでありますので、大いに活用しながら、市民が安心して暮らせる、そういった郡上市にしていだければと思いますのでよろしくお願いをいたします。

次に、平成30年7月豪雨を初めとして、今までにまたその後も多くの方々が避難所へ避難をいたしました。やはり急峻な山のそば谷や河川の近くに住んでおられる方々にとっては、なるべく安全な避難所へ行っていただくのが必須と考えます。

がしかし、私も経験をしましたけれども、避難対象になって地区内における地域において、実際に避難した方の割合が低い状況に思ったわけでありまして。その原因としては、やはり余り話したことのない人たちともうまくコミュニケーションがとれない、そして家から出ようという思いより、家が一番安心だと思ってしまう。そしてまた、私はもう年をとっているから自分の家にいるとか、いろいろな理由をお聞きいたしました。

こういった状況がある中、高齢者や障がい者の方々の避難誘導については、特に避難の際に手助けが必要となる方に対する非難誘導について、もちろん早期避難が必須ではありますが、災害時の要支援者の対策について、市のお考えをお聞きいたします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、高齢者や障がい者などの、いわゆる災害時避難行動要支援者といったところではありますが、その避難支援対策につきまして、平成19年度より災害時要援護者台帳を作成いたしまして、平成25年の災害対策基本法の改正に伴い、現在は災害時避難行動要支援者名簿にて対象者の情報把握をしております。市全体では、約3,700名というふうになっております。

また、名簿については、毎年障がい者の状況であったりとか要介護の状態であったりといったところを、更新を行っておりまして、更新後の名簿は、災害対策基本法の規定に基づきまして、自主

防災組織等、民生委員や消防団、警察署、社会福祉協議会といったところへの情報提供を行いました。避難支援に活用していただくところとしております。

具体的には、平常時からの見守り及び災害発生時の声かけ、移動の支援、安否確認、避難所での把握といったところでございまして、3助のうちの公助、共助といったところによるものでございます。

平成30年度の災害発生時における避難状況の把握を目的としまして、今年度アンケート形式で実態調査を実施いたしました。アンケートの送付対象者は3,675人でありまして、回収率は66.4%でした。アンケートを提出していただいた方が2,441人、そのうちの避難をしなかったとお答えになられた方が1,729人で、80%でありました。その理由としては、自宅のほうが安全だと思ったと答えられております。人数的には1,078人、62.3%といった状況でした。

また、自力での避難ができない、わからないと答えられた人は1,005人でありました。こうした避難に対する判断や自力避難ができない人への支援方法を明確にできるよう、現在個別計画の策定を進めております。これは3助のうちの自助を促すとともに、共助、公助による支援を確立するものと考えております。

個別計画は、避難時の災害支援等をより実効性のあるものとするため、名簿情報に基づき、その方独自の避難支援情報を記載した計画書というふうになります。この計画書の最重点事項は、その要支援者に対して支援できる人、いわゆる要支援者の配置です。実態調査においては、親族を含め、支援者となり得る人が近隣に見えるか、状況把握も行いまして、支援者がいないと回答された人489人といふうにお見えになったんですが、そういった方々を自治会長等自主防災組織であったり、民生委員、児童委員、福祉委員の福祉関係者によります懇談会を開催いたしまして、支援者の配置など、地域において支援をお願いしております。

今後は、個別計画を要支援者御本人、御家族に提示いたしまして、同意を得るとともに、実態調査の回答がなかった人や、あと新たに要支援者の対象となられる人についても、その実態を把握いたしまして、支援が必要な人について適切な避難支援が実施できるように、自主防災組織などによります、お互いに助け合う支援体制、避難支援体制の構築をするとともに、市の福祉部局、防災部局が連携し、要支援者の対策を充実していきたいというふうに思っております。

(15番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。行政のほうからそういったお気持ちでやっていただいておりますことには感謝をいたしております。まさに、自助、公助、共助ということで、やはり自分の命は自分で守る、そういったことだと思っておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

続きまして、土砂災害ハザードマップについてお伺いいたします。

その前には12月議会の一般質問では、洪水ハザードマップについてお聞きしましたが、この件については、数十年から100年に一度の頻度の発生する洪水について浸水想定区域に加えて、新しく想定する最大規模の雨量、つまり1000年に一度程度の確率の降水量を考慮して、区域図を公表することです。この区域図も想定される自治会への配布もよろしくお願いをいたします。

さて、今回は土砂災害ハザードマップということで、最近の大災害を教訓に区域変更があったのか、またあったのならば、自治会また市民への周知についてはどうであったのかをお聞きします。

ちなみにこのマップは、レッドゾーン、イエローゾーン等の指定を受け、市で作成していただいているマップで、集会所等でよく見るマップであります。一昨年の災害を機に、地域環境の変化により、台風の通る順路も変化してきております。こういったことで、大変重要なマップであると考えております。先ほども申し上げましたが、土砂災害ハザードマップの作成状況と今後の展開、また市民の周知等々について、担当部長にお伺いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、土砂災害ハザードマップについてお答えさせていただきたいと思っております。

この土砂災害ハザードマップでございますけれども、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法に基づきまして、危険地域、危険度を地図上に落としたものとなっております。

危険度区域といたしましては、土砂災害の恐れがある区域を示した土砂災害警戒区域、いわゆるレッドゾーン、それとさらに危険度が高い建築物損壊が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域を示した、土砂災害特別警戒区域いわゆるレッドゾーンというものがございます。この警戒区域の指定でございますが、これは岐阜県が行い、これをもとに市で指定緊急避難場所や指定避難所を記載したハザードマップを作成して、各御家庭に配布しておりますし、またホームページでもごらんいただけるようになっております。

直近では、平成27年に配布しておりまして、作成に当たりましては、自治会ごとにワークショップを行い、過去に発生した土砂災害でありますとか避難場所等を御確認いただき、作成段階から市民の皆さんにかかわって作成してきたということでございます。

市内で指定されている警戒区域というのは約1,500カ所ございます。岐阜県内では高山市に次いで2番目に多い箇所数ということでございます。この警戒区域でございますが、土砂災害防止法によりまして、おおむね5年ごとに基礎調査を実施することとされているため、県では、最新の地形図を用いて、再度危険箇所の見直しを行い、新たに土砂災害警戒区域等の指定が必要と思われる箇所を追加する作業を行っており、郡上市内につきましては、令和5年度までに、2巡目の基礎調査

を完了する予定ということになっております。

市といたしましては、県の指定が完了した翌年度に、当該地域の土砂災害ハザードマップを更新することとしておりまして、平成30年9月に指定が完了いたしました大和地域におきましては、今年度土砂災害ハザードマップの更新作業を進めております。八幡地域におきましては、令和元年度の指定完了を受けまして、令和2年度、来年度の新年度予算にこの更新のための予算を計上させていただいておるところでございます。

その他の地域につきましては、県の指定完了の進捗によりますけれども、予定といたしましては、令和3年度に高鷲地域、令和4年度に美並地域、令和5年度に白鳥地域、令和6年度には明宝地域と和良地域の更新を順次行うようにしております。ハザードマップには、市民の皆さんにとって大変重要となる被災の危険性がある地域でありますとか、避難場所などを掲載することから、見直しに当たりましては、市民の皆さんに参画していただくことによって、地域の実情に合わせたマップができるものと思っています。各御家庭で、このハザードマップを活用して、自宅付近の危険箇所を確認しながら、事前に避難所や避難場所までの避難経路について、御相談しておいていただければ、災害発生時に安全に避難していただけるということができます。今後も、みずからの命は自ら守るという意識啓発に努めてまいりたいと思います。

(15番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。やはり市民に周知していただく自治会等でワークショップを開いていただく、やはりそういったことが一番基本だと思っておりますので、細かなことでありますけれども、どうか御指導よろしくをお願いいたします。

次に、令和2年度市長の施政方針における地域振興策についてお伺いをいたします。

方針によりますと、それぞれの振興事務所を中心に、個性あふれる地域づくりに向けて、それぞれの伝統文化や自然などの地域資源を活用した振興策を、各種団体と連携して推し進めていくということであります。

その一つとして白鳥地域においては、高速道路のネットワークに伴い、想定される災害時の支援先と時間的距離等の輸送条件の変化について研究し、東海北陸自動車道白鳥インターチェンジ周辺における防災物流の拠点として適地かどうか、可能性について調査するということだと理解しております。

この件については、白鳥振興事務所の議案説明会、また2月25日、議会での予算特別委員会で説明を受けました。私もこの振興策について、東海北陸自動車道を縦軸に横軸である中部縦貫自動車道、またその後連結するであろう濃飛横断自動車道、また東海環状自動車道の養老ジャンクションから美濃への自動車道の取りつけ、大きくは白鳥インターチェンジが日本のまん真ん中、中心にな

り、物流や防災についても、南海トラフ地震等が危惧されている中、最適地と考えます。今後市にとって、夢ある事業が実現できるように期待するものであります。市長の考えをお伺いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

令和2年度の予算案に、今計上しております白鳥インターチェンジ付近の防災物流拠点の可能性を見極めるための調査ということで、これは令和2年そして令和3年度と2カ年ぐらいの調査を予定をいたしておりますけれども、そんな調査費の計上をさせていただいたところでございます。

ことの経緯を申し上げますと、昨年7月に郡上土木事務所と郡上市との間で、この市内の管内のいろんな道路であるとか、さまざまな事業の視察をいたしたときに、土木事務所長さんのほうから、ひとつこうした提案といいますかサジェスションがあったわけでございます。今も話がありましたように、東海北陸自動車道は4車線化が飛騨清見まで進みましたし、さらに北へ延びていくだろうというふうに思っております。

そういうことで、郡上市の南北を通る大動脈がどんどん整備をされていく、また、今福井のほうから中部縦貫自動車道が白鳥インターに向けて整備が進められております。そういうことで、さらにこの中部縦貫自動車道は飛騨清見インターチェンジから高山を通して長野の方へ行くわけですが、そういういわば白鳥のインターチェンジは、十字路であるということだろうと思います。そして、なおかつお話のありました濃飛横断自動車道、あるいはさらには東海環状自動車道の西周りの完成というようなことで、いろいろ考えますと、郡上市はそうした幹線道路のいわば結節点に当たっているというようなこと、位置的にも一つの重要な位置を占めているということは、これは誰が考えてもそういうふうにいえるわけでございます。

そういう中で、今の南海トラフ大地震とか、特にこの太平洋岸におきますいろんな将来的な大地震というようなものもありますと、郡上市より南部のほうのいろんな物流が滞ってしまうというようなことが考えられます。そうしますと、むしろ富山港であるとか福井港であるとか、そういった北の物流の拠点と郡上市を結び、さらに郡上市からそうした被災地へいろんな物資を輸送するといったような可能性が考えられるんじゃないかというサジェスションでありました。私たちも、それを聞きまして、従来からもうそういう話は多々ありましたけれども、これはひとつ検討に値するというふうに思ったわけでございます。

そんな提案を受けまして、今年度白鳥振興事務所のほうでもいろいろそれなりに検討をしてくれまして、令和2年度は予算編成に当たって、各振興事務所長において、何か提案があれば出してくれというふうな形で出されたものの一つが、この調査提案でございました。そうしたことで、これはやはり調査をする必要があるというふうに認めて、今回予算案を計上させていただいたところでございます。

そういう基本的な考え方でございますが、ただこれを実際にどういうふうに事業をやっていこうとするとしますと、本当にそういうふうには図上で考えますとそういうことですが、物流の業者であるとかいろんな専門家において、本当にそういう需要があるのか、その可能性があるのかといったようなことは、相当調査をしてみないとわからないところもあるわけでございます。そういうことで、今年度はまずそうした一定の考え方に基づいて、実際のそういう需要といえますか、立地需要あるいは立地の可能性があるのかといったようなことを検討したいというふうに思います。それでしかるべく、やはりそうした可能性、需要があるということであれば、2年度目の調査に入っていきたいと思いますが、その際に、片一方では、そういう需要・可能性という問題ですし、もう1つ現実的には、それでは白鳥インターチェンジ付近といっても、どこにどれだけの規模のそういうものをつくるのかという、もう一方では、その地元での可能性、そういったことも検討しなければならないというふうに思います。

それからまた、そういう一つの事業の可能性というものが見えてきた場合にも、その開発プロジェクトを誰がやるのかということもあろうかというふうに思います。そうしたもろもろの課題を詰めるために調査をやらせていただきたいというふうに思っております。

今回の調査をやるにつけて、今、新東名の浜名湖あたりのところで、いわば物流のために荷物をお互いに、例えば関西から東京までずっと通しで持って行くというものを、一定のところでトレーラーで荷物の車をつけかえてUターンして帰っていくという。そうしますと、非常に長距離の運転者にとっても輸送になりますと、一定の休息をとってまた帰ってこんなならんというようなやつが、1日での1往復で済む、お互いに、逆方向へまた戻るというような形の一つの、そういった基地も動き出しているようでございます。

そんなものも参考にさせていただくということもございますが、いずれにいたしましても、今申し上げましたような発想で、ひとつ、これを検討したい、これはそういうことになると、今後の大地震等に備えた物流の基地にもなろうかと思ひますし、また何がしかの郡上市にとっても地域活性化に資するプロジェクトになるんじゃないかというふうに思っております。

なお、防災物流拠点というふうに言っておりますが、必ずしも防災物資だけの拠点ということではなくて、もろもろの、やはり今企業が東海、東南海地震とかそうしたもので、やはり海岸部よりも内陸部において生産拠点を移して、万が一のときに備えるというような、企業の一般的な立地利用というものも、これからどう動いていくかということもあろうかと思ひますので、そんなことをもろもろのことを含めて、検討させていただきたいというふうに思っております。

(15番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。2年間にわたって調査をするということでありま

す。私もこの件につきましては、本当に前からちらほら聞いておりましたが、素晴らしいことだなと思っております。防災関係でいいますと、やはり先ほど申し上げましたが、南海トラフ地震等々また災害等も含めて、そういった備蓄の倉庫と申しますか、そういったところも必要かなというふうなことも思っておりますし、またせっかくそういった防災関係のとこができるということで、避難所等々も含めて、そういったことになればいいなと個人的には思っております。また場所等についても、白鳥インターの北側のとこにチェーン脱着所、広い場があります。それが間に合うかどうかわかりませんが、そういったところも活用しながら、できるのではないかなというふうなことを思っております。

やはりこういった夢と申しますか、一步踏み出すことによって、ことが少しでも進んでいける、半歩でも進める、やらなければやらないでそこで終わって、そういったことを思って、次なる施策を打っていただければと思いますので、どうかよろしく願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 済みません、ちょっと先ほども発言の中で、新東名の浜名湖あたりとちょっと漠然としたことを申し上げましたが、現在ありますこの物流の中継拠点は、新東名高速道路の浜松サービスエリアの近辺ということでございますので申し添えます。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、尾村忠雄君の質問を終了いたします。
それではここで、暫時休憩いたします。再開は14時30分とします。

（午後 2時20分）

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 2時30分）

◇ 上 田 謙 市 君

○議長（兼山悌孝君） 13番 上田謙市君の質問を許可いたします。

13番 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

初めの質問は、郡上青年の森、何じゃそりやという方も見えると思いますし、昔そんな森の名前を聞いたな、なつかしがってくださる方もあろうかと思います。郡上青年の森の現状と今後の管理についてお尋ねをいたします。

昭和という時代は、青年団活動が郡内の各地域で活発に展開されていた歴史でもあったと思って

おります。昭和40年代後半から50年代の郡上郡青年団協議会は、自前の活動拠点として郡上青年の家を建設するための資金づくりとして、まずは山に木を植えることから始めることにいたしました。事務局から配付していただいた資料を見ていただきますと、これは合併前の郡上郡の資料であります。昭和51年8月29日、郡上青年の森設立決起大会開催とあります。特記事項に記してあります。

また、昭和54年1月31日、郡上青年の森施設の敷地、これは大和町落部地内にあるわけですが、寄附採納があり、七ヶ町村共有地とするとの記載がこの資料に残されております。

当時私は、郡青協役員として植樹をする、山林を購入する、募金活動を始めたことや購入した雑木林の登り口に谷多和高原別荘地というのがあったんですけれども、その別荘地の社長さんから研修棟兼倉庫を建てる敷地を無償で譲渡していただいたことをなつかしく思い出として記憶いたしております。

そして郡青協の後輩たちは、郡上青年の森を設立したときの熱い思い、そしてその志を受け継いでくれまして、植樹や下刈りなどの作業を続けてはくれたんですが、歳月が過ぎていく中で、青年団活動は衰退の一途をたどり、造林作業等の継続が困難になったことから、成年の家の建設にまでは至りませんでした。今、振り返ってみますと、私の青春の蹉跎といえますか、苦い思い出、経験でありました。

その後の郡上青年の森の山林と研修棟兼倉庫が建つ土地は、郡上市の普通財産として今も存在していると聞いておりますけれども、郡上青年の森の現状などはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、青年の森、まずは郡上青年の森と称される山林でございますけれども、大和町落部字乙原2516番14で地籍のほうでございますが1.38ヘクタールございました。あと研修棟兼倉庫の敷地につきましては、同じく2454番と2453番1の2筆でございます。合わせまして307平方メートルとなっております。一応、登記簿のほう確認いたしますと、いずれも郡上郡7カ町村の均等な持ち分の共有地として登記されておりますし、それから市の財産台帳に普通財産として搭載されていることを確認しております。

うちのほうは契約管財課と林務課と一緒に、山林の現地確認のほうを行いました。そうしたところ、敷地の境界杭の設置状況につきましては、おおよそ半分ぐらいはそういうものが残っております。形上ですけれども、ごく一部で表土が流れているような箇所も見受けられますけれども、全体的には、そう大きく荒れることなく、ヒノキ林になっておるという状況でございます。

郡上郡沿革史の内容でありますとか、青年団活動を知る職員などからの聞きとりによれば、昭和50年代から平成の初めごろまでは植林をされておったというふうなことでございます。ですので、

樹齢といたしましては、30年生から40年生程度でないかというふうに推察しております。

先ほどもございましたけど、資料に議員が出させていただいた資料の中に、新聞の記事もございますけども、平成11年のこの新聞の記事によりますと、青年団による森林の手入れの様子が掲載されておるといようなことから、少なくともこのころまでは、維持管理が行われとったんじゃないかなということが考えられます。

現状といたしまして、現場を見る限りでございますけども、下刈りなどの一定の体では行われてきたんではないかということがわかりますし、ただし、間伐が行われていないということから、木のほうですけども、過密で下層植生が消失しておりまして、幹の細長いものが多く見られる状況ということでございます。

そういったことから、胸高直径といたしましては、平均20センチから26センチ程度でありまして、伐期までにはまだ相当年数がかかるんじゃないかというふうに思われます。

それからあと、研修棟兼倉庫でございますけども、郡上郡青年団協議会の所有ということで、非課税となっております。築40年を経過した施設でございますので、現場確認したところ、窓ガラスの破損も見られました。中をちょっと覗いてみますと、枝打ちのはしごのようなものも備品というか、そういうものの中に入っておりますけども、所有者である郡上郡青年団協議会の実態が不明瞭な状態ということでございますので、今後の取り扱いにつきましては、当時の青年団の役員の方でありますとか、教育委員会と協議してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(13番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 詳細に説明していただきましてありがとうございました。実はこの質問を提起したときに、林務課長さんも、「そーいやあ、上田らが退団した後から、植樹に行った覚えがあるな」とか、「境界をくい打った覚えがあるな」というなことを言ってくださいました。今の現状はよくわかりました。

なぜ、この昭和50年前後の青年団協議会がこの山を手に入れて木を入れることになったのか、どのような経緯の中でそうすることになったのかについて、少々お話をさせていただきたいと思います。

その当時、郡上郡青年団協議会が会議等で集会を開くところは、数年前に建物が解体をされましたけれども、八幡町殿町の町村会館でありました。町村長会の事務局長は、大和の河合常治さんという人で、私はよく居酒屋で一緒になりまして、そのたびに河合局長から、岐阜は木の国、山の国、郡上も同じである。郡上郡には大和町古道に郡有林があるが、そこからの収益が郡上を運営することに大きく貢献しており、その郡有林は郡民の浄財で購入されたこと、そうしたことを今の若い者

も——当時私たちにですが——考えて、青年団も自分たちの青年の家を持ちたいというのであるならば、まずは山に木を植えることから始めよと、たびたび、説諭といいますか説得され、諭されまして、そうした活動を始めるきっかけとなったのであります。

余談でありますけども、その郡有林の経理あるいは事務の責任者として町村長会にお見えになったのが、日置市長さんのお父様でありまして、私もこうしたことに係る中で、御指導いただいた思い出があります。

また、候補地を物色するにおいて、大和が一番寄りがいいだろうということで、大和が適地ということで適当なそうした譲ってもらえる山はないかという、そうしたことで、当時の山下運平村長にも大変なお力添えをいただいたことを覚えております。

そして、名前を出しましたが、河合局長から指導と支援もいただく中で、郡青協は7カ町村の自治会に袋回しの募金活動をお願いいたしまして、郡民の皆様から当時のお金で二百数十万円ほどの浄財を寄せていただきました。青年自身も会議や行事のたびに募金箱にお金を入れたことであります。

そこで、配付させていただいた資料を1枚めくっていただきますと、団歌浪漫という唱文があります。これは実は、当時私たちの指導をしてくださったのが、県の社会教育主事の八幡町の教育長も務められた末武志賀先生でありまして、20年から30年前のことでしたが、上田、こういう藤吉先生が書かれて、恐らく同人誌か何かに載せられたんだと思いますけれども、こういう文書があるぞということでしたものであります。読んでみます。

青春を生きようとする者は、絶えず自由への欲求と連帯の確かさを求めようとする。そして、そこに自分たちだけでつくり出した価値の実感を確認しようとする。

例えばここに、高度成長の反映を横目に見て、郡上の山あいには生きた青年たちがいる。そこには華麗な都市美にかざられた青春はない。地道な地域づくりに営々と努力する中で、一つだけ自分たちが集い合い語り合える青年の家を持ちたいという願いがあった。

伏字になっておりますが、恐らく末武先生が私にこういう文をいただくときに消されたものだというふうに思います。

「末武先生、わしらの青年の家が欲しい」「そうか、とりあえず町村長会にお願いしてみたらどうだろう」さっそく関係機関に頼んでみる。しかし時期尚早ということで、いい返事はない。

「よし、わかった、それなら俺たちで家をつくろう」そのためには、まず山を買って植林して、その木を売って資金を工面しようということになる。何十年かかってもという次第になる。

その日から彼らは必死に働く。会合のたびに青年団歌を歌って紙ばりのボール箱を回す。なけなしのお金をはたき、それは幾百日幾百回続いたことか。団歌でみずからをはげまし声を枯らし、ほほは涙でぐしゃぐしゃにぬれながらの連続だ。

それから何年たったのか、ついに郡上青年団は山を買った。そして植林した。その木は今、天について伸びようとしている。それにしても、彼らが嫁を迎えるたびに、披露宴のせきに青年団の若者が駆けつける。やがて、宴たけなわになり、不意に青春をかけた苦悶の日々がよみがえり、新郎新婦を囲んで郡上青年団歌が流れ始める。ふたたび彼らのほほを涙はとめどなく伝わって流れる。新郎もたまらず男泣きする。花嫁だけがぼかんとして、その風景をながめている。

ああ、昭和50年代、青年団歌浪漫の日は過ぎていく。

というこの唱文なんですけれども、これはいかにも脚色がちょっと行き届いとして、藤吉先生が末武先生の話聞いて、もうちょっとてなことで、こう色を添えていただいたんだろうなと思いますけど、これに似たことがあったのが、郡上青年の森づくりの物語でありました。

当時の郡民の皆さんが、私たち青年にしてくださった、その期待を思い返すとき、郡上青年の森を市の普通財産から市有林に位置づけていただき、今後の造林に関する施業等については、ただいまも総務部長さんからお話ありましたけれども、私たちは木を植えただけで、残念ながら後の手入れをようしてこなかったということでもあります。ですから、今後のこの郡上青年の森については、市の管理において、実施していただけないかと願うところであります。市長さんがどのようなお考えであるか、お尋ねをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今回私は、この話をお聞きをいたしまして、初めて、この郡上青年の森というのがあったとあるということを知りました。ちょうど、昭和50年代のころから、平成10年ぐらいだとすると、私は岐阜県を離れ、あるいは郡上を離れていた時代に重なるものですから、こういう動きというのを全然知らなかったわけでありますけれども、今回このお話を聞いて、まず最初に感じたことは、やはり郡上の青年団の皆さんは大したもんだと、その当時の皆さんが、自分たちが欲しいものを木を植えることによって、相当時間はかかるだろうけれども、自分たちの力で青年の家をつくりたいというふうに使われて、それで行動に移されたということは、本当にすごいことで、今日、青年団活動というものが郡上市の中から、ほぼ消えようとしていると思うと、本当に感慨深いというか、そんな思いがします。昭和のころの青年団の皆さんの意気軒昂たる姿勢というものに、まずは敬意を表したいというふうに思います。

このお話の中にも出てまいりました。私も久々に懐かしいお名前をお聞きいたしました河合さんという方も、よく私も存じ上げておりますけれども、恐らくこうした町村会の皆様方には、郡上郡有林というものが一つの、このそういうものが持つ意義であるとか、あるいはその大切さというのが一つのDNAのような形で残っていたのではないかなというふうに思います。

郡上郡の郡制が、郡制というのは、明治22年か何かに制度としてはできたんですが、岐阜県では、明治30年ぐらいに、実際問題としては岐阜県内に地方団体としての郡制が敷かれたわけでござい

すが、当時の郡上郡といいますか、郡上もどこもそうなんです、郡制というのは、県と町村との間にはさまる地方団体ですが、みずから課税権を持っていない、したがって、県からのお金であるとか、町村からの負担金というようなものをもって郡の事業をやっていたということで、郡固有の財源を持っていないということが、郡の郡制をやっていく上において、非常に不自由であったわけでごさいます、そういう中で郡が一つの地方団体として、みずからの固有の、いわば財源を持つためには、どうしても郡有林というものを持って、そこに山に木を育ててという形で、私の記憶では、実際の郡制はもう前から始まっておりますので、名目的には3代目の郡長であり、実質上、明治30年に郡制が敷かれてからは、初代の郡長ともいってもいい、石川隆積という方の提案で、そして非常にその郡有林を設けるに当たっても、何回か否決をされたりして、それで、さっきお話があったような形で、郡有林というものを持たれて、そして当時からずっと林業あるいは木材をめぐる状況は今と全く違いますから、随分、郡上郡有林の材木を売って、郡のため、町村のため、いろんな事業の財源として充ててきたという歴史があったわけでごさいます。

そういう歴史がある中で、当時の河合さんが、お前らも事業やりたかったら、ひとつそういう郡有林のひそみにならって、やっぱりそういうことを自分たちの力でやったらどうだということを言われたんだらうというふうに思います。いわば声に応じて立ち上がって、今御紹介になったような苦労をされながら、この1.34ヘクタールほどではありますけれども、そういう青年の森を山を持って植林をして、将来に備えたということは、非常に私は尊いことだというふうに思います。

そこで、御提案ですけれども、今郡上市の先ほどお話がありましたように、当時町村会と非常に近かったものですから、7つの町村の持ち分均等割の形で登記がされておるということであって、やはり実質的な所有者は、当時の郡上郡の青年団協議会であるというふうに思います。これはこの前議決をいただいた万場地区の土地なんかと同じような事情でごさいます、いわばその名前で登記ができないので、一定の登記ができる形で恐らくその登記がなされて保存をされてきたというふうに思います。

写真を見せていただきますと、先ほどの境界杭には郡有林という境界杭が打ってごさいます、郡有林に準じてそういうふうにきちんと保存もしていこうと、保存登記をしながらやっていこうというふうにされたんだらうというふうに思います。

したがって、先ほど総務部長が申しあげたとおりでありますけれども、ぜひ、皆様の同意が得られれば、もちろん郡上市の市有林として、それを管理していくということにやぶさかではありませんが、今実質的な当時の郡上郡の青年団の協議会というものがあって、その実質的には苦労をなさって手に入れられた山であり、またそこで汗を流された山ですので、一遍その協議会はなくなったとはいえ、私の承知しているところでは、郡上郡青年団のOB会というものもあって、時々お酒を飲んでおられたように思いますので、そうした関係者が一遍そういうことなただけでもどうしよ

うかということで、今上田議員の御提案があったような形で、それは市に任せまいかということになれば、私は実質的にも市の市有林として管理をしていったらいいと思います。ただし、たくさんある市の市有林の一部として、全くこれまでの来歴を忘れてしまって管理するということじゃなしに、やはり昭和の時代から平成にかけて、郡上郡の青年たちが頑張った山だということで、青少年のいろいろ山の体験であるとか、あるいはそのもし将来山の成果が経済的な価値が得られれば、何らかの形で青少年の育成のための財源にするとか、やはり少しこれまでの歴史を大切にしたい山の管理をしていったらいいんじゃないかなというふうに思います。

ぜひ、御提案の趣旨はよくわかりましたので、一度また当時の青年団協議会の幹部の皆さんも皆さん、それぞれかなりたくさんの方が御健在だというふうに思いますので、また、御相談をいただきたい、市もいい方向で持っていきたいというふうに思います。

(13番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 心温まる御答弁いただきましてまことにありがとうございました。私としては、郡上青年の森が当初の目的を果たすことができず、当時の郡民の皆さんからの期待も裏切り、今日に至ってしまっていることを、当時責任者として、まさにごんぎにたえないという気持ちではありますが、今市長さんからいただきました答弁のこの深みといいますか、思いを十分受けとめながら、今後のことはと思いますけれども、今ここで郡上市民の公的な財産として、ひとつ市としてもお考えをいただければありがたいということでございます。

そうしたことをこうした公の場で確認させていただくことができ、私としては、長年心の中でつかえていたものがとれまして、安堵の胸をなでおろすことができました。ありがとうございました。

次に、市内にある記念碑の管理、保全についてお尋ねをいたします。

市内各地には、その時代の文化や歴史でなどを象徴した数々の記念碑が存在しております。一昨年、郡上の歴史、文化を伝える貴重な資料や作品を収集、保管し、調査や活用する拠点施設として、郡上市歴史資料館が開館しています。この施設は、文書資料や画像、工芸品などの収蔵が可能でありますけれども、市内の屋外にある歴史的な記念碑などを預託することはできないというふうに考えております。記念碑などについては、市内には多くあると思っています。

例えばであります、八幡町内には八幡城城山に凌霜隊の記念碑があり、その周辺には、満州開拓者の方の拓魂と書かれた碑、あるいは凌霜塾の跡地には、凌霜塾碑という記念碑も設置されております。また、城南町には郡上義民碑、愛宕公園にも埋もれ木の碑もあります。それぞれの記念碑は、設置されるときにはさまざまな強い思いや志があったと思われます。そして、その志は、地元や有志の人に受け継がれ、これまで継承されてまいりました。

しかし中には、その志が忘れ去られ、管理されていないものもあるように思われますので、情動的また歴史的な意味でも非常に残念な思いがいたしております。

加えて今後、年月の経過とともに、顕彰会などのメンバーの高齢化により、管理が困難ということになると、除草や清掃がなされないままに、記念碑等が放置されることになるのではないのでしょうか。

また、市内各地には、まだまだ眠っている記念碑等があるのではないのでしょうか。そこで、市は記念碑や顕彰碑などの現状をどのように把握されておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） それでは、記念碑等の市の把握状況につきまして、御報告申し上げたいと思います。

市が管理している施設や土地、また私有地——私の土地ですけれども——私有地等に存在する、現時点で教育委員会で把握できている文化または歴史に関する記念碑、顕彰碑、歌碑、句碑等の数は、市内で約150基となっております。これは把握しておるものでございます。

各地域の主な状況を御説明しますと、八幡町では、今議員が御紹介されたもの以外では、城山公園の岐阜国体記念碑ですとか山内一豊と妻の像、八幡城のおよし塚、力石などの顕彰碑や記念碑があります。

また、愛宕公園には、故郷塚を初めとする多くの歌碑、句碑や愛宕山の合戦における遠藤軍の勇士5人の勲功を顕彰する5人塚などがあります。それから、大和町では、古今伝授の里フィールドミュージアムや明建神社境内に東常縁と宗祇ゆかりの連歌の歌碑、あるいは和歌10首の碑などがありますし、白鳥町には白山を開山された泰澄大師の碑や宝暦義民をしのぶ幾つかの顕彰碑があります。

それから、高鷲町には分水嶺の碑や開拓を顕彰する拓魂一路などの碑、あるいは美並町には円空にまつわる幾つかの歌碑、また故人の遺徳をしのぶ顕彰碑がありますし、明宝には名馬磨墨の像、郡上おどりの春駒歌碑、和良町には百万遍念仏供養塔や夢おこし記念碑などがあります。

このように中には著名な碑もありますけれども、その土地ゆかりの人物に関する碑も数多く存在しております。御紹介しましたこれらの記念碑等は、行政資料ですとか各種文献、観光資料などの観光関連の資料などから調査あるいは確認できていたり、著名な物件として把握できているものがあります。このほかにも市内には数多くの碑が存在していることは認識しておりますが、これまで記念碑等の存在に関しまして、市内の隅々にまでわたって調査できているというわけではありません。その他神社仏閣の境内の中にあるものや故人の遺徳をしのんで設置された顕彰碑等についても、実際のところ把握できていないのが現状です。

また、文化や歴史を顕彰する碑だけでも、実際にこれ以外にどれだけあるのか確認できていない

状況ですが、今後は、できる範囲で、例えば文化財保護に係る調査等の際に合わせて現状把握に努めるなど、確認済みの碑をふやしていきたいと考えますので、よろしくお願いします。

(13番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） ありがとうございました。把握している件数だけでも150基ということで、今、7地域にそうした存在する代表的な記念碑あるいは顕彰碑のお話をいただきました。

そうした記念碑や顕彰碑は、その場所に歴史的な意味やゆかりがあり、それを後世に伝えるための志を持って設置されておるというふうに思い、史跡や歴史資料といえるものであらうと思います。

これは、児童生徒の総合的な学習でふるさと学習の教材や郡上学などの史跡めぐりのテーマ、また観光コースとしても活用が考えられます。

しかし、記念碑や顕彰碑等の周辺が整備されていなければ、せっかくの歴史資料も来訪者が失望する結果となります。市としては、そのようなことにならないよう、記念碑等の周辺が整備されるように、積極的に地元や顕彰会等へ働きかける必要があるのではないかと考えております。

そこで、記念碑等の今後の管理保全や活用について、市はどのような方針であるのかお尋ねをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） それでは、記念碑等の管理や保全について、またその活用について、方針をお答えしたいと思います。

まず、現在記念碑等の活用の状況ですけれども、平成22年度に歌碑それから句碑につきましては、確認できるもの52基ございましたが、その52基のうち、説明板がないものが24基、これについては、新たに説明板を設置をいたしました。

それから、市が管理している施設、それから公園、こういったところにある市が設置した記念碑あるいは市民の有志団体によって設置された記念碑につきましては、施設あるいは公園の清掃の折に合わせて保全の作業をしていただくように市のほうもしておりますけれども、あわせて共同作業をお願いをしているところです。

それから、できるだけ早い時期に行いたい管理や活用としては、地元の自治会が管理している施設、それから民有地に設置されている記念碑につきましては、文化財保護強調週間こういったときに合わせて、広報紙などを通じて設置団体それから地元の自治会の皆さんに、その価値を十分御理解をいただけるように働きかけを行っていきたいというふうに思っておりますし、地域の文化あるいは歴史の資料として、引き続き、適正に管理をしていただくように、これもお願いをしていきたいというふうに思っております。

また、その記念碑の紹介の例として、郡上八幡ガイドマップには、一部の記念碑や歌碑が掲載さ

れておりますけれども、市内全域にそうしたガイドマップをつくるということは、なかなか難しいというように思いますので、調査をした上で、観光所管部と相談をしながら、必要なものについては、観光コースとして活用できるような方向も考えていきたいというふうに思っています。

なお、郡上学とかそれから生涯学習講座のテーマとして、あるいは学校のふるさと学習としては非常にこうした記念碑等は、貴重ないわば歴史の語り部でもありますので、そういったことについては、そのことは児童生徒にわかるような資料化をするということが不可欠ですので、そういったことも進めていきたいというふうに思っております。

さらに、特にこれから今後どうするかということについて、まもなく少子高齢化ということが進んでいって、実際に地域のそうしたものを守ってくれる人がいなくなってしまうという可能性も非常に大きいわけですから、そういうことについて、強い懸念を持っております。

現在、記念碑等の一覧はできておりますが、台帳はできておりませんので、台帳の制作という作業を記念碑等の再調査をすることによって、新たに再整備をしていきたいというふうに思います。その台帳の整備の中で、例えば倒壊の危険の恐れがある、それから設置された場所が危険であるもの、こういったことについては、早急に安全のための対応を進めていきたいというふうに思っておりますし、それから必要に応じて拓本であったり写真であったり、そうした資料の残し方というのにも必要だと思いますし、またいわれ、そういったことがよくわからないもの、記念碑の碑文自体もはっきりしないもの、こういったことについても、もう1回碑をきれいに清掃するなりなんなりをしながら、その碑がどんな意味合いでそこに立てられているのかというの、改めて、確認をした上で、こうしたものを台帳に整備することによって、その台帳に基づいた観光コースづくりですとか、あるいは資料化ですとか、あるいは場合によっては観光コースの中でも説明板を新たに設置するとか、そういった方法で先人が残してこられた、そうした跡はきちんと残していくという対応を進めていきたいと考えております。

(13番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） ありがとうございます。私の近くにも、例えば稲荷町の稲荷稲荷なんかの場合は、いわれを地元の人が学識者に書いていただいて、市の補助をもらいながら、今、副市長言われるようなゆかりの看板を立てて、そのことを自分たちも忘れないようにし、そこを訪れる人にも見てもらうというような活動をしてみえます。今、副市長言われるように、一番はやっぱ民間活力といいますか、民間の人の力に頼るところが大だと思いますが、段々とそういうこともしにくくなる時代でありますので、市としても、そういうことに力を注ぎながら、市民がそうした活動がしやすい環境づくりというものも、今後一層、注力していただきたい、そのようにお願いをしておきます。

多少時間を残しましたが、以上、今回2つのテーマについて質問をさせていただきました。特に、最初の郡上青年の森につきましては、今、市長さんの答弁を思い返すときに郡青協のもう1回活力でもって、青年の森をしっかり守っていったらどうやという励ましをいただいたというふうに思いますけれども、私、相談をしてみますが、なかなかそういうことも今後難しい、あるいは私たちの思いとしては、公共のものという思いが強いというふうに思っておりますので、市として当初のそうした思いを重視していただきながら、市有林としての扱いをしながら、これからの市民の人のためにということで扱っていただければ、私としてはありがたいというふうに思いますけれども、一度、昔の仲間と話し合いながら、またその結論については市長さんにお伝えをしますので、どうかよろしくお願いをいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、上田謙市君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（兼山悌孝君） これで、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会いたします。御苦勞さまでした。

（午後 3時10分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 原 喜与美

郡上市議会議員 野 田 勝 彦

